

ちやうせい



対談

行政ADRとしての基本戦略

公害等調整委員会委員長 永野厚郎 × 愛知県公害審査会会長 久志本修一

取組

公害等調整委員会における審問等のIT化の取組

ネットワーク

がんばっています

公害苦情相談対応におけるコミュニケーションの重要性

[青森県十和田市]

生活環境型公害問題の解消のための対話によるアプローチ

[千葉県船橋市]



十和田湖
(写真提供：青森県十和田市)



奥入瀬溪流氷瀑
(写真提供：青森県十和田市)

Contents

- 2** 対談 行政ADRとしての基本戦略
公害等調整委員会委員長 永野 厚郎 × 愛知県公害審査会会長 久志本 修一
公害等調整委員会事務局
- 19** 取組
公害等調整委員会における審問等のIT化の取組
公害等調整委員会事務局
- 22** 都道府県と市町村の連携事例
騒音振動担当職員研修会にみる大阪府の取組
公害等調整委員会事務局
- 31** 第54回公害紛争処理関係ブロック会議
第48回公害苦情相談員等ブロック会議
公害等調整委員会事務局



ふなばしアンデルセン公園風車
(写真提供：千葉県船橋市)



梨、生海苔
(写真提供：千葉県船橋市)

<ネットワーク>

36 がんばっています

公害苦情相談対応におけるコミュニケーションの重要性

青森県十和田市まちづくり支援課主事

たけうち ともとし
竹内 智勇

生活環境型公害問題の解消のための対話によるアプローチ

千葉県船橋市環境部環境保全課大気・騒音係長

むかわ なおすけ
武川 直祐

40 公害紛争処理制度を知っていただくために

公害等調整委員会事務局

43 公害等調整委員会の動き(令和6年1月～3月)

公害等調整委員会事務局 ※

50 都道府県公害審査会の動き(令和6年1月～3月)

公害等調整委員会事務局 ※

・「※」印の記事は転載自由です。

表紙の写真 「ふなばし^{さんぱんげ}三番瀬海浜公園」 <関連：38 ページ> (写真提供：千葉県船橋市)

三番瀬は東京湾の最奥部に位置し、船橋市をはじめ、習志野市、市川市、浦安市、各市の東京湾沿いに広がる約 1,800ha の干潟・浅海域です。

江戸時代初期には、「御菜浦^{おさいのうら}」として、新鮮な魚介を将軍家に納める重要な役割を果たしていました。現在でも漁業は盛んに行われ、スズキやカレイなどの稚魚が育ち、巻き網漁や底引き網漁で数多く水揚げされています。その他貝漁やノリの養殖も船橋の漁業の特色の一つになっています。

ふなばし三番瀬海浜公園の前面に広がる干潟は人工的に作られたものですが、ハゼ、アサリ、カニ、ゴカイなどの底生生物、それらを狙う水鳥などの多様な生物が生息し、東京湾の豊かな恵みを見ることができる貴重な場所になっています。

(対談) 行政ADRとしての基本戦略

公害等調整委員会委員長 永野厚郎 × 愛知県公害審査会会長 久志本修一

対談実施：令和6年2月29日 公害等調整委員会委員長室にて

公害紛争の迅速かつ適正な解決を目的とした公害紛争処理制度が、今後も社会から求められる役割を果たしていくに当たって、現在、どのような課題があり、またどう取組を進めていけばよいのでしょうか。公害等調整委員会事務局では、本年6月に開催する第54回公害紛争処理連絡協議会において全国の公害審査会等の委員の皆様と議論を深めるに当たって、愛知県公害審査会の久志本会長をお招きして、公害紛争処理制度の現状と課題、そして今後の取組について、公害等調整委員会 永野委員長との対談を企画しました。

本対談記事が公害審査会の関係者の皆様、また、日頃、公害苦情相談に従事している職員の皆様の今後の取組の参考になれば幸いです。

※『ADR』についてはこちらの記事の最終ページに解説しています。

1. 公害紛争処理制度が目指す姿と現状認識について

【公害紛争処理制度全体の目指す姿・ビジョン】

(永野委員長) 公害紛争解決に特化した行政ADRとして、公害紛争処理制度が発足して半世紀余りが経ち、紛争の様相や解決を求める国民の意識も大きく変化してきました。公害紛争処理制度が今後も求められる役割を果たしていくためには、変化する国民のニーズに的確に対応できるよう、制度の運用の改善に日々努める必要があると考えています。本日は、愛知県の公害審査会の久志本会長をお迎えして、制度の現状と課題、さらには今後の取組について、意見交換させていただきたいと考えています。

(久志本会長) 愛知県の公害審査会の会長として3年目になります。本日はよろしく申し上げます。公調委では、このところ、公調委、公害審査会、市町村の公害苦情相談窓口との間の連携を強調され、連絡協議会などでもテーマに取り上げ、取組事例などを紹介していただきました。愛知県公害審査会としても、持ち帰って参

考にさせていただいています。これまでも、公調委からは色々と情報をいただいておりますけれども、都道府県の公害審査会の立場からすると、どうしても申請された事件の解決に頭が行きがちで、そもそも何のために連携が必要なのか、制度全体の展望や全体構想が見えにくいと感じています。

(永野委員長) 確かにこれまで連絡協議会などでの情報提供や議論は断片的な形にとどまり全体像が見えにくかったのではないかと考えています。実は、公調委においても制度発足50周年を契機に、公調委自身の事件処理や事務処理の在り方について、見直しの議論を始めました。その過程で、公害紛争処理制度を構成する個々の機関の視点のみならず、制度全体としての解決力の総和を高めていくという視点が重要ではないかとの考えが生じてきました。こうしたことから、目指す姿やビジョンとしては、

各機関がそれぞれの強みと特色を活かした運用を行い、公害紛争処理制度全体として、解決されるべき公害紛争が放置されることのないよう汲み上げ、また適切な機関に行き着くようにすることではないかと考えています。制度全体としての解決力の総和を高めるという視点に立って、現状と課題を分析し、これまでの取組を整理し今後の取組を位置づけることにより自ずと全体構想も見えてくるのではないかと考えています。

(久志本会長) 紛争解決を担当していると目の前の事件に集中し、全体的な視点は見落としが

ちになることから、制度全体としての解決力の総和を高めるとの視点は新鮮に感じます。裁判制度とは別に公害紛争処理制度が設けられている趣旨からすると、目指す姿やビジョンとしてはおっしゃるとおりであり、賛成です。その実現に向けては、いろいろと隘路があるとは思いますが、あるべき姿を明確にして、関係者で共有しないと取組を進めていくのは難しいと思います。公調委は中央委員会として、このようなビジョンとその実現に向けての全体構想を積極的に発信し、公害審査会や市町村の公害苦情相談窓口とも共有すべきではないかと思っています。

◎公害紛争処理制度が目指す姿（ビジョン）

- ・市区町村の公害苦情相談窓口、公害審査会及び公害等調整委員会からなる公害紛争処理制度全体としての解決力の総和を高めること。
- ・すなわち、公害紛争処理制度で解決されるべき紛争が未解決のまま放置されず、ふさわしい機関で処理されるようにすること。

【公害紛争処理制度の特色】

(永野委員長) ありがとうございます。目指す姿といっても一朝一夕に実現できるものではなく、試行錯誤と継続的な取組が必要であると考えています。だからこそ、ビジョンとその実現に向けての全体構想を共有することが重要であるとの御指摘はそのとおりだと思います。今年6月の連絡協議会では、全国の公害審査会の皆さんに本日意見交換させていただき、ビジョンと全体構想をもとに幅広く御協議いただき、問題意識の共有が図れるようにしたいと考えています。

ところで、全体構想に制度全体としての解決力の総和を高めるという視点を落とし込むには、裁判制度とは別に公害紛争処理制度が設けられた目的に照らして、その内容をもう少し具

体化する必要があるように感じています。

(久志本会長) 確かにそうですね。公害紛争は当事者間の問題に限らない点で一般の民事紛争とは異なります。騒音や悪臭が発生しているのであれば、申立人のほかにも地域住民に被害が及んでいる可能性があり、潜在的に申立人以外の被害者を含んでいます。健康被害に直結するような場合もある。金銭的な補償というよりも、原因の除去・改善に本質的な求めがあり、可能な限り迅速な対応が求められるケースが多いと思います。ところが、個人では原因とされる事象と被害に関して因果関係の証明が困難なことが多いと思います。調査をするにもその費用は高額となる可能性があり、申立人の主張立証責任の負担が大きい。そのため、民事訴

(対談)

訟手続の利用を躊躇させる側面があると思います。民事調停も考えられますが、公害紛争の分野では専門家の関与を得られにくい。この点、公害紛争処理制度は、全体としてみると、利用

者に負担をかけることなく、専門的な知見も反映させて柔軟かつ迅速に問題解決を図れる点にメリットがあるように思います。

くしもと しゅういち
久志本 修一 氏

弁護士

愛知県公害審査会会長

南山大学大学院法務研究科教授

愛知県情報公開審査会会長



【公害紛争処理制度に関する問題意識】

(永野委員長) 全く同感ですね。この制度が公害苦情相談窓口、公害審査会、公調委という三者で構成されているのは、誠に良くできた制度であると思われ、各機関が持ち味を活かし、連携することにより、総体として、簡易、迅速、柔軟な手続により、専門家の関与も得て、将来志向の解決が図られるものと思います。このような狙いで設けられた公害紛争処理制度全体の解決力の総和を高めるとの観点から見た場合に、現状をどのように見るかが次のポイントとなりますが、公害審査会で事件を処理されている立場から見て、どのように感じておられますか。

(久志本会長) 愛知県では、市町村の公害苦情相談窓口で紛争化した事案を公害審査会へとつなげる連携は取れていると思っています。市町村と公害審査会の事務局とのやり取りも結構あるようです。事務局には申請には至っていない市民からの相談というのも多いようですね。ただ、連絡協議会などで配布されている資料などを見ますと、全国的には公害審査会の受

付事件数は少ないですね。そういったところでは、公害審査会と市町村の連携がとれているのだろうかといった心配もあるのではないのでしょうか。

(永野委員長) 機関誌「ちょうせい」2月号に令和4年度の公害苦情調査結果報告を掲載しましたが、全国の苦情相談窓口では、約7万件、典型7公害に限っても5万件の相談を受け付けています。このうち8割強の相談が直接処理となっており、何らかの対応がとられています。厳しい人員体制の下で担当者の方々が非常に熱心に取り組んでおられることに頭が下がる思いです。ただ、典型7公害に限っても全体で5万件という非常に多い相談件数を前にすると、直接処理されなかった残りの2割弱の中には、本来、公害紛争処理制度の中で解決されるべき紛争が未解決のままになっていないか気になるところです。他方で、全国の公害審査会の受付事件数は、30件から40件程度に止まっており、過去3年間に1件の申請もない地方もかなりありますので、果たして解決が必要な事

件がきちんと吸い上げられているのかとの懸念もあります。

(久志本会長) それは御指摘のとおりで、公害苦情相談窓口の相談件数と公害審査会への申立ての件数の格差を見ると、本来解決されるべき事案が埋もれてしまっているという懸念は確かにありますよね。さらに申し上げるならば、公害審査会に申し立てられた事件についても、必ずしも調停が成立するわけではありません。調停の成立率は全国的にはどのくらいですか。

(永野委員長) 大体、3割程度ではないかと思っています。

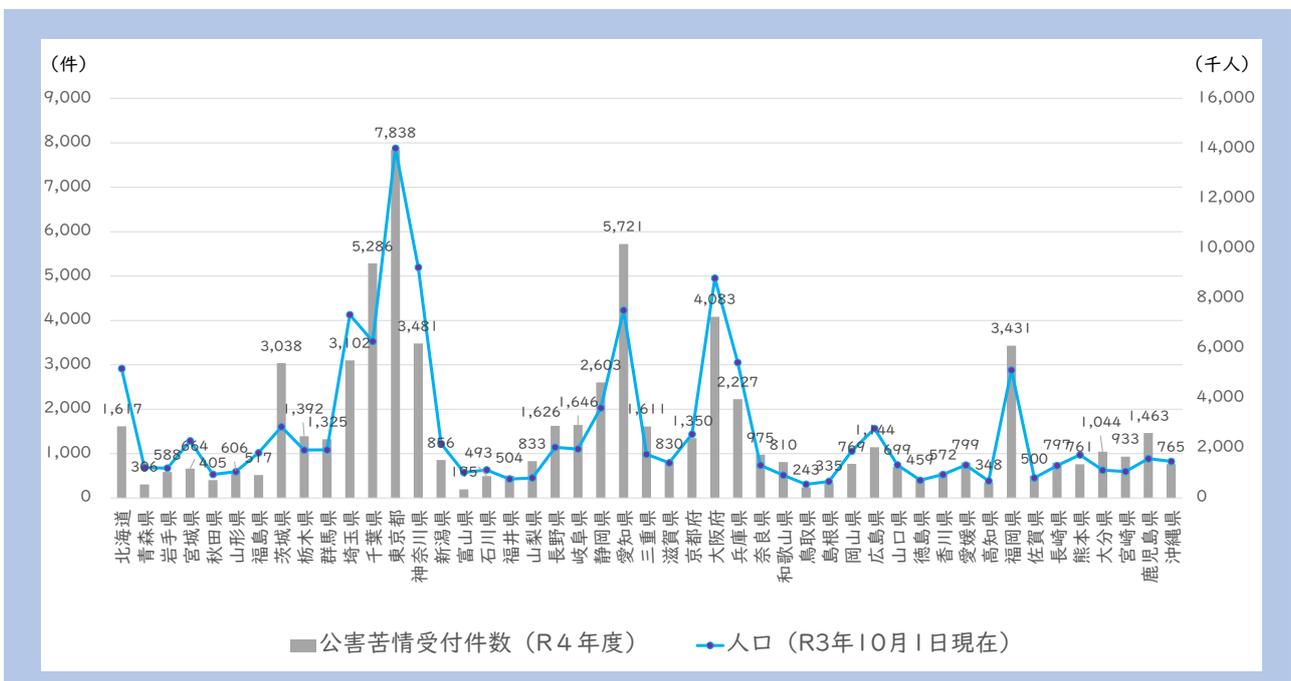
(久志本会長) そうですね。それくらいの感じだと思いますが、調停が打切りになり、あるいは不成立になった事件が、その後どのようなかたは、事件を担当した者として気にはなるところですが、フォローすることが難しい状況にあり、このような事件の中にも未解決のまま埋もれてしまう事件が含まれている可能性は否定できません。公調委としては、公調委に申

し立てられる事件から見て、ふさわしい事件を汲み上げることができていると感じておられますか。

(永野委員長) 公調委に申し立てられる事件の数は、やや増加傾向にあります。年間 30 件程度です。公害苦情相談窓口の相談件数や公害審査会への申立件数などを見ると、相談窓口で未処理となった事案や公害審査会等で調停が不調に終わった事案などの中には、件数としては多くないかもしれませんが、公調委での解決にふさわしい地域社会に一定の広がりのある紛争を、公調委が十分に汲み上げられていないのではないかと懸念を持っています。他方で、公調委に申請のあった事件の中には、相隣紛争が裁定申請という形をとって申し立てられるケースも増えており、その多くは職権調停で解決している状況にあります。このような事件は、本来は地元の公害審査会の調停により解決されるのが当事者にとっても望ましいのではないかと懸念を持っています。

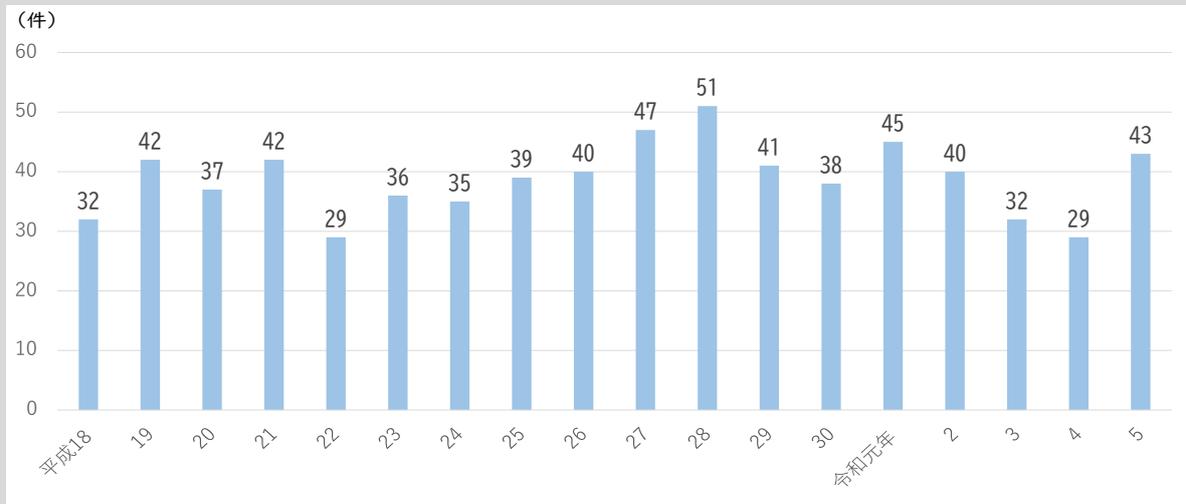
(参考 1) 令和 4 年度の都道府県別公害苦情受付件数と人口の比較

公害苦情の受付件数は人口との相関関係が見られる

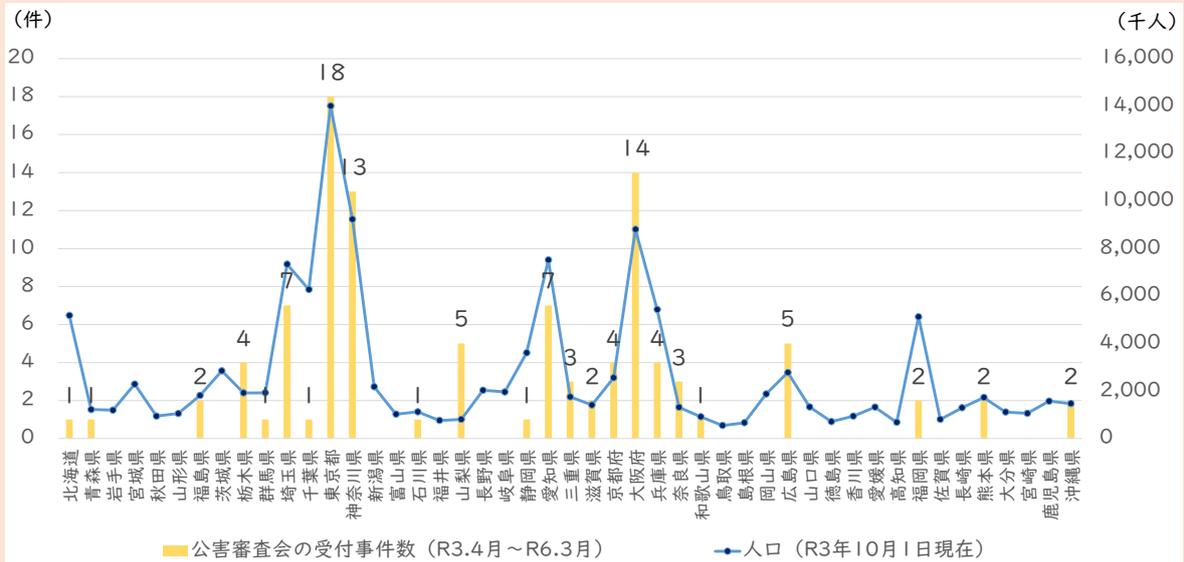


(対談)

(参考2) 公害審査会の受付事件数の推移 (調停、あっせん、義務履行勧告の合計)



(参考3) 都道府県別公害審査会の受付事件数 (過去3年間の合計値) と人口の比較
都道府県による活動状況に差が見られる



2. 全体構想について

(久志本会長) なるほど、そうしますと、先ほどの公害紛争処理制度全体として目指すべき姿との関係でみると、解決されるべき公害紛争の汲み上げという面でも、紛争が適切な機関へ行き着くという面でも、現状は不十分な点があるのではないかということになると思います。そうすると、ここからは実現に向けての全体構想の問題となると思いますが、公調委は具体的にどのような戦略を考えているのでしょうか。

(永野委員長) 全体のビジョンの観点からは、御指摘のように、本来解決されるべき紛争の汲み上げと適切な機関へのマッチングの2つの問題に取り組む必要があると考えています。その前提として、裁判、調停、その他のADRも含めて、紛争の解決に紛争解決機関を利用するか否か、利用する場合にどの機関を利用するかは、利用者の判断に委ねられています。このような前提で2つの問題への対応を考える場合に、方策としては、以下の4点がポイントになるのではないかと思います。まず第1に、競合する紛争解決機関の中から利用者を選択してもらえるように、各機関が他の機関と比較した手続のメリットを活かした運用を行うこと。第2に、これと関連して、利用者の制度の利便性を高めること、特にITの積極的な活用。第3に、各機関の窓口利用者から相談があった段階、窓口相談の段階で、適切な事件を汲み上げるとともに、自ら解決が困難な事案については適切な機関への申立てを誘導していくこと。最後に、制度の利用者一般への周知を高めていくこと。以上の4点にポイントをおいて方策を考えていくのではないかと思います。

(久志本会長) 今挙げられた4つのポイントは、いずれもそのとおりだと思います。特に1点目は、あまり意識することなく従来の運用を踏襲してきた面があることは否めません。指摘されてみると、他の制度や手続に対する優位性やメリットを常に意識しながら運用を工夫していくことが利用者との関係で求められていると思います。課題への方策の4つのポイントは、各機関それぞれに求められていることでありますが、実際に取組を進めるに当たっては、どこの公害審査会も少ない人員で職員の経験値も浅い状況にあり単独で進めるのが難しい面があります。また、取組によっては共同歩調をとった方が効果の上がるものもあるのではないかと思います。例えば、少ない人員でどのように事件を効率的に回すか、専門委員の確保をどのようにやっているかなど、他の公害審査会とも情報交換したい事柄もいろいろあります。昨年連絡協議会では班別の意見交換の場を設けていただき、各地の公害審査会の会長などと実質的な情報交換ができる場があり、大変勉強になりました。その意味では、公調委には、課題への方策の4つのポイントに関連する各地の取組例を積極的に情報提供いただくとともに、例えば愛知県でいえば東海・北陸ブロックなどブロック単位での公害審査会会長の協議会をコーディネートいただくなど、公害審査会同士の横の連携の場を増やすことも是非御検討いただきたいと思います。

(永野委員長) 4つのポイントの具体策については、今後も議論と工夫を重ねながら継続的な取組を必要とするものであり、御指摘いただいた点は、まさに公調委の中央委員会としての役割であると自覚しています。御指摘も踏まえて、

(対談)

取組のための有益な情報の提供、公害審査会相互の横の連携のためのネットワーク作りなどの面で各地の取組をバックアップさせていただきたいと思います。



永野委員長

全体構想

◎公害紛争処理制度が目指す姿・ビジョン

- ・市区町村の公害苦情相談窓口、公害審査会及び公害等調整委員会からなる公害紛争処理制度全体としての解決力の総和を高めること。
- ・すなわち、公害紛争処理制度で解決されるべき紛争が未解決のまま放置されず、ふさわしい機関で処理されるようにすること。

◎現状と課題

- ・本来解決されるべき紛争が申請に結びついていない。【事案の吸い上げの問題】
- ・適切な機関に申し立てられていない。【事案と機関のマッチングの問題】

例えば・・・

- 地域社会に一定の広がりのある紛争を公調委で十分に汲み上げられていない懸念がある。(公害苦情相談窓口で紛争化したまま放置されている事案や公害審査会等で調停が不調に終わったまま放置されている事案があるのではないか。)
- 公害苦情受付件数に比べると公害審査会の受付事件数が全国的に低調。都道府県による活動状況の格差が大きい。
- 公調委に地元での解決が望ましい相隣的紛争が申し立てられている。
- 公害審査会等の委員になって初めて制度を知った人もいるなど弁護士への周知が不十分。 etc.

◎課題への方策

- ①各機関が他の紛争解決機関との比較において、自らの強みと特色を意識した運用を工夫すること。
- ②各機関において利用者の利便性の向上を図る工夫をすること(特にITの活用)。
- ③各機関において適切な事件を汲み上げるとともに、自ら解決が困難な事案については適切な機関への申立てを誘導すること。
- ④利用者(申請者本人だけでなく相談先となる弁護士などを含む)への周知を高めること。

3. 強みと特色を活かした事件処理の運用

【公調委における取組】

(久志本会長) 公調委ではビジョンの達成に向けた課題への方策について既に取り組を始められていると伺っています。各地の公害審査会にとっても参考になりますので、順次、取組状況を御紹介いただけますでしょうか。まず1点目の事件処理の運用改善についてお尋ねしたいと思います。公調委は公害紛争解決における自らの強みと特色、これについては裁判に対する観点と公害審査会に対する観点の双方の面があると思いますが、どこに力点をおいて運用改善に取り組まれているのでしょうか。

(永野委員長) 公調委における事件処理の運用改善は、御指摘のように競合する民事裁判に対する優位性と身内である公害審査会との役割分担を意識した運用を考えることになります。まず、民事裁判に対する優位性については、実際に公調委で事件を担当してみて、柔軟で当事者の負担が軽い手続であり、当事者の主張立証責任に基づいて判断する民事裁判と比較して、職権調査や専門委員を活用できますので、公害紛争のような科学的、専門的知見が必要な事案の解明力は高いと実感しています。また、解決の面でも、必ずしも裁定による判断だけでなく、事案の解明力の高さを背景に職権調停を活用して、原因の除去や将来への予防といった将来志向の解決策を他の行政機関と連携して調整し、必要に応じて義務履行勧告という形で、事件の終局後も履行確保に関われる点に行政ADRとしてのメリットがあると考えています。

他方で公害審査会との役割分担では、地域の実情を踏まえ地元での専門性を持った調整が必要な事案は、公害審査会による解決がふさわ

しいと思います。ただ、調停の前提としての事実確定に高度な専門的調査を要するものや解決のために権利関係の判定が必要となる事案は、人的・物的リソースがあり、裁定手続を持つ公調委が役割分担すべきと思っています。

(久志本会長) 公調委が強みをどのように意識しているのか、また特色を活かした運用をどう考えているのかがよく分かりました。公害審査会にとっても公調委が目指しているところを理解しておくことは有益だと思います。

(永野委員長) その上で、公調委に申し立てられる事件もかつての産業公害型の大規模事件から最近では都市型、生活環境型の比較的規模の小さな事件が増え、紛争内容も多様化していますので、このような事案の変容に対応して、公調委の強みと特色を活かした運用をどのように形作るかが、運用改善の具体的な課題となります。この点、従来の「定型的な審理運営」から「事案に応じた柔軟な審理運営」への転換に努めているところです。具体的には、早期に専門委員の関与を得て、事案の見立てを行い、委託調査を含む本格的な調査が必要な事案、専門委員立会いの上での公調委職員による測定等を行う事案、当事者や自治体での測定結果等を利用できる事案などの振り分けをして、これに基づいて計画的に審理を行っています。また、裁定事件が増えていますけれども、できる限り職権調停を活用して、事案に対する心証を開示しながら、紛争予防も含めた合意による解決を目指し、合意に一步届かない場合にも受諾勧告の制度(公害紛争処理法(昭和45年法律第108

(対談)

号) 第 34 条第 1 項) を積極的に活用するなど行政 ADR の持ち味を活かした運用に努めています。こうした運用改善に伴って、一律にフルコースの審理を行うということじゃなく、事案に応じた簡易な運用も混ぜることで手続の簡素化や無駄が省かれ、事務局の事務の合理化や省力化も同時に図られています。こうした取組により、公調委の持っている人的、物的リソースを規模の大きな難しい事件に振り分けることができるよう心がけているところです。

(久志本会長) 大変参考になりました。公害審査会でも取り入れられる部分は、是非取り入れていきたいと思います。特に早期に専門家に事案の見立てをしてもらって、解決に向けて計画的に調停手続を進めていくことは有効だと思いますし、慣行的に進めている審理の仕方を見直し、無駄を省くことは、事務局の事務の合理化や省力化につながるという点もなるほどと思います。

ところで、環境保全などの社会的関心も高まっています。法律が定めているのは典型 7 公害ですが、これに当たらない事案もありますよね。典型 7 公害も含まれているけれど、それ以外に重点があるような事案が申し立てられた場合、愛知県では典型 7 公害のどこかに引っかかれば、他の問題も含めて調停事件として取り上げる運用をしています。今後は時代の要請に応じた対応が必要になってくると思いますが、公調委としてそのあたりはどうお考えでしょうか。

(永野委員長) 公調委の裁定手続には一定の法的効果が与えられており、法を適用する立場としては、法が定める典型 7 公害の枠組みに従って判断することになります。ただし、典型 7 公害の要件の中に、どのような態様の侵害行為を

読み込めるかは、必ずしも固定的に考えられるわけではなく、世の中の通念の変化や科学技術の進展をも考慮しながら、適切に解釈していく必要があると思います。公害審査会において、典型 7 公害に関連して他の問題も含む申立てを広く拾って、調停の中で解決いただいているとのことですが、調停による合意は民法上の和解契約としての効力を持つにとどまることから、裁定とは別に考えることができるのではないかと思います。紛争をそれぞれ別々に切り分けて、典型 7 公害以外は調停しませんというわけにはいかないのが、典型 7 公害に当たる事件がある以上、関連するものも含めて調停いただいているというのは、国民のニーズに応えるふさわしいやり方だと思います。

(久志本会長) 関連して相当範囲性についてはいかがでしょうか。単純な私人間の騒音、振動の問題であって、地域的広がりがあると言えるのか判断の難しい案件もあります。

(永野委員長) 相当範囲性についても、事案ごとの判断であり、紛争の態様も社会の世相を反映して変化しています。近時は都市型・生活環境型と呼ばれるように事件の小規模化が見られることから、影響の及ぶ物理的範囲のみならず、紛争の性質及び解決の持つ潜在的な影響をも勘案して、柔軟に対応する必要があると考えています。例えば、潜在的には多数存在する新種の紛争については、小規模な事案であっても、解決の基準やノウハウの蓄積が少ないことから、まずは公調委において取り上げて、その結果を還元することが望ましい場合もあると思います。

また、相当範囲性についての考え方は、公調委で裁定を行う場合と公害審査会で調停を行

う場合とでは違っていいのではないかと思います。裁定は、ある程度厳密に法の要件を解釈する場面も出てきますが、公害審査会の調停においては懐深く扱ってもよいのではないかと

【公害審査会としての取組】

(永野委員長) 今度は公害審査会の立場で、制度のどのような強みと特色を活かすべきかについてお考えをお聞かせいただけないでしょうか。

(久志本会長) 先ほどの論法でいくと、民事裁判のみならず簡易裁判所の民事調停や他の ADR との関係で公害審査会の特色をどのように発揮するか、それと公調委との間では、役割分担というか連携のメリットをどのように活かすかということではないかと思います。民事裁判との関係では当事者の手続負担が軽いという点が大きなメリットですが、民事調停や弁護士会の紛争解決センターなどを含めてみても、公害審査会の強みは各分野の専門家が委員として入っているところでしょうね。民事調停を例に取れば、医療過誤や建築紛争だと調停委員に専門家が入るケースが多いのですが、公害紛争といったときに、では、その専門委員は誰なのか、また見つかったとしてもその人が調停委員になるわけではありません。民事調停では公害の専門家の知見を得ることは難しいと思います。その点、公害審査会では、最初から公害問題の専門家が調停委員に入って話合いができるため、かなり優位なところがあり、その強みを活かすべきと思います。また、実際にそのような事案を経験したわけではありませんが、公害審査会が行政 ADR であるが故に、事案によっては都道府県の環境部局や規制部局

と思います。さりながら、どこからどこまでが相当範囲に該当するのか、予め線引きはできないので、どこまで行っても個別事案ごとの判断だろうと思います。

と連携した対策の検討や調停成立後のフォローアップなどの可能性もあるのではないかと常日頃考えているところです。ただ、残念ながら利用者である一般市民も弁護士にも知られていないとなると、紛争を解決する手段としては、裁判所の民事調停を起こすとか、弁護士会が設けている紛争解決センターといった ADR に流れるということはあるかもしれません。それは紛争解決という点で、十分な解決が得られない可能性がありますので、やはり公害紛争処理制度が公害紛争の解決の選択肢として認知される必要があると思います。

(永野委員長) 公調委では、例えば騒音事件を例にとりますと、当事者自らあるいは自治体で測定されたデータが提出されることが多く、これを専門家に見てもらい、必要に応じて自ら測定することができるため、当事者の説得や調整がしやすい面がありますが、公害審査会で測定データはどの程度利用可能でしょうか。

(久志本会長) 確かに測定データがあった方が当事者の説得や調整がしやすく、客観的なデータに基づく合理的な解決につながりやすいのは間違いありません。愛知県では、市町村に依頼して現地で測定をしてもらうなどしており、また必要に応じ、専門の調停委員にお願いして測定をしてもらうことがあります。必ずしも測定が可能な場合ばかりではありません。しか

(対談)



対談の様子（久志本会長）

しながら、測定データが利用できない場合であっても、諦めずに専門家の調停委員の専門的知見と弁護士調停委員の紛争解決ノウハウを収集して、測定データに代わりうる種々の資料を総合して、粘り強く調整と説得を重ねて、何とか合意による解決を図ろうとしているというのが実情です。

（永野委員長）確かに測定データが利用できない場合であっても、科学分野の専門家と紛争解決のプロが調停委員会を構成しているところに、公害審査会における解決の専門性が発揮されていると言えるものと思います。公調委で騒音事件に関して公害審査会で調停が成立した100件余りの事件を分析したところ、3分の2の事件においては、何らの測定データも用いることなく調停が成立しています。また、調停が成立している事件は、ある程度期日を重ねていることも分かり、各地の公害審査会において、測定データがない場合にも、今お話になられたように粘り強く調停されていることが伺われます。しかし、本来は、調停の過程に測定データが反映されることが望ましく、このギャップをどのように埋めるかは課題のように思われます。

4. 関係機関の連携

【公調委と公害審査会との連携】

（永野委員長）議論の流れから、先に課題への方策の3点目の関係機関の連携のところに移

（久志本会長）調停事案の分析は大変興味深いお話だと思います。是非、分析結果を全国の公害審査会にも情報提供いただきたいと思いません。騒音測定の問題は、全国的には騒音防止法の事務が市町村の所管とされていることから、県レベルでは自ら測定する手立てが乏しいという実情にあるのではないのでしょうか。一方で、市町村レベルでは、騒音測定機器はあるものの、測定の技法や測定結果の評価について、担当者が必ずしも習熟していないことから、測定に及び腰になりがちだということも聞きます。この点は県と市町村との連携の問題として、市町村の騒音測定が円滑に実施されるようになれば、公害審査会に紛争となって申し立てられた場合にも、測定データが利用できる場面が増えてくるのではないかと思いますし、また、都道府県や政令指定都市の地方環境研究所の活用も考えられると思います。いずれにせよ、今後の課題だと思います。

（永野委員長）同感ですね。なお、調停事案の分析は、本年度の騒音事件に関する研究会の報告として近々情報提供させていただく予定です。

公害審査会の強みと特色をどのように捉え、これを解決に活かしていくかについては、まだまだ議論の余地があると思われしますので、連絡協議会においても、公害審査会同士で意見交換をしていただきたいと思えます。

ろうと思います。今年の連絡協議会では、地域社会に一定の広がりのある紛争を公調委が十

分に汲み上げられていないのではないかとの思いから、公害審査会で不調となるような事件であっても、地域に一定のインパクトのある事件については、公害審査会の審理の結果を活かせるように当事者に積極的に公調委の裁定の申立てを促していただく運用を提案させていただきました。もともと公害審査会の調停事件の事務引継ぎという制度が公害紛争処理法にあります（公害紛争処理法第 38 条）、相当と認める理由があるときに、両当事者の同意を得て、公調委と協議をした上でなければ公調委に送れないということでハードルは高い。しかし、裁定申立てを積極的に当事者に促してもらうということになると、被申請人の側も因果関係の不存在の原因裁定の申立てが可能ですので、いずれの当事者からも申立てが可能ですし、調停のような重大事件に限るという縛りはなく、当事者の同意も要りませんので、公調委につながりやすいのではないかと考えたものです。また、そのバリエーションとして、公害審査会に調停事件を係属させたまま、当事者から公調委の原因裁定の申立てをしてもらい、その原因裁定の結果を基に公害審査会で調停をまとめていただくという方式についても情報提供したところ。調停事件において前提となる事実関係について争いがあり、ある程度高度な調査をしないと確定できないという場合、公調委に原因裁定を申請していただいて、この結果を基に、再び公害審査会で地元での話し合いをしていただくという使い方です。これらは、公調委と公害審査会との間の事件処理の連携の在り方としては、いかがでしょうか。

（久志本会長）公調委に事件をつないだり、公害審査会の手続に原因裁定が利用できることは、それが円滑に運用できるのであれば、まさ

に公害審査会の制度のメリットとして対外的にも宣伝できるのではないかと思います。また、調停事件の事務引継ぎの制度的なハードルを下げるというのは、運用の妙だと思います。ただし、提案の運用をうまく回して行くに当たって、公害審査会の事務局では、どのような事件が公調委の申立てに適した事件であるか判断に迷うほか、当事者からは裁定を申請した場合、その後どう進んでいくのか、どれぐらい時間がかかるのかといった質問が聞かれますので、そのあたりをどのように対応するかという点で迷いがあるようです。

（永野委員長）この点は公害審査会の担当者と公調委の担当者との間で垣根低く情報交換と相談ができるように心がけていくことに尽きるのではないかと思います。公調委側としては、公害審査会から毎月新件の報告をいただいていますけれども、その際、この事件はもし調停が不調などになった場合にはそのまま放置するわけにはいかないもので、仮に裁定申立てがあるとすれば受け付けようという目星を付け、担当を通して各公害審査会の事務局にも情報共有しています。そういった取組を続けることにより、相談がしやすい関係を作っていくことが重要ではないかと考えています。関連して、公害審査会で調停が不調に終わり、その後、公調委に申し立てられた事件がその後どのようなか知りたいという御要望もあると聞いており、このような面での情報のフィードバックの在り方についても、考えていきたいと思っています。



対談の様子（永野委員長）

(対談)

【公害審査会と市町村の公害苦情相談窓口との連携】

(永野委員長) 公害審査会と市町村の公害苦情相談窓口との連携について、愛知県ではどのような状況でしょうか。

(久志本会長) 愛知県では、市町村の公害苦情相談窓口の担当者を対象に、毎年、環境研修などの機会を使って、公害紛争処理制度について説明しています。調停制度などを案内するパンフレットとして「公害紛争処理制度の御案内」を作成して、ウェブサイトでも一般にも公開していますし、市町村の窓口でも公害苦情の申立人に対する案内に使ってもらっています。実際に市町村から案内されて事務局に調停の相談に来る方も多いようです。

(永野委員長) やはり研修をして都道府県と市町村が意見交換する場を定期的に設けていると、事件の吸い上げも円滑に行きやすいのでしょうか。市町村の公害苦情相談の対応では、一律の対応が難しく悩まれることも多々あると思いますので、日頃から相談しやすい関係があるといいですね。愛知県は事件の吸い上げがうまくいっているということですが、そういったことがベースにあるのかもしれませんが、ただ、全国の市町村の公害苦情相談窓口の中からは、公害審査会に事件をつなごうにも敷居が高く、

相談もしにくいとの声も聞かれます。

(久志本会長) そうですね、日頃から相談しやすい関係を築く必要があるということは、そのとおりだと思います。公害審査会で解決されるべき紛争がないから毎年申請ゼロが続くということは、本当にあり得るのだろうかという疑問に思います。申請がゼロのところでは、公害審査会の会長が問題意識を持てば、多分動き出しますよね。事務局の職員の方も、やはりそういったことに対してはきちんと動かれますから。私自身、本日、お話をさせていただき、連携を実のあるものにするために、公害審査会会長として市町村の苦情相談窓口とも意見交換の機会を設けて実情把握した方がいいかもしれないと思い始めたところです。

(永野委員長) 公調委では公害苦情相談アドバイザーを自治体主催の研修会に派遣もしています。毎年、依頼のある自治体もあります。こうした有識者に講演をしてもらって、後半は市町村の処理事例の報告や抱える事案の処理に関する意見交換などを実施しているようです。愛知県でも研修会を実施される際に公害苦情相談アドバイザーや公調委職員の派遣の要望がありましたら、是非、御相談ください。

5. 利用者の利便性の向上 特にITの活用

(久志本会長) 課題への方策の2点目の当事者の利便性の向上に関しては、裁判においてもIT化が進められています。公調委においてITの活用はどのように進めているのでしょうか。公害審査会としても、世の中の動きに取り残されないよう、その方向性で舵を取らなきゃ

いけないという意識を持っており、公調委の取組に強い関心を持っています。

(永野委員長) 公調委では、これまで当事者のアクセスの問題については、現地調査での当事者ヒアリングや地方における期日の開催によ

って対応してきましたが、昨今の情勢に鑑み、ITを積極的に活用しなければ、本来、手続負担の軽さを売りにする行政ADRとして利便性の面での裁判所に対する優位性を失うのではないかとの危機感を持っています。そこで、昨年からメールによる準備書面や証拠の提出のほか、運用によって調停期日と進行協議期日に当事者のウェブ参加、あるいは電話会議による参加を認めてきました。さらに、調停期日、進行協議期日のみならず審問期日への当事者のウェブ参加、調停期日に調停委員長以外の調停委員がウェブで参加することを可能とする規則改正を進めており、本年4月1日の施行予定です。

(久志本会長) ほぼ民事裁判のIT化と同様の内容と思われませんが、調停委員のウェブ参加は目新しい内容ですね。

(永野委員長) そうですね。調停委員のウェブ参加を実現することで、期日調整が容易になりますし、迅速な手続の進行を図ることができると思っています。これは、民事調停よりも先を行く改正だと思います。それから、裁判所の規則では、「音声による双方通信（電話会議）」と書いてあって、映像と音声ということを書かずにウェブ会議も読み込む形になっていますが、公調委の規則では、規則のわかりやすさと実際にも公害紛争の場合は図面を見ながら手続を進める場合が多いことから、映像及び音声（ウェブ会議）を原則にして、これが難しい場合には電話会議でも構わないという立て付けにしています。

これまで規則改正というものは、主に他の法律の改正に伴う整備としての形式的改正が多かったのですが、公害紛争処理法は、公調委に

おける手続規則の整備について、紛争解決機関としての公調委の専門性に広く委ねている面があります。公調委の手続運用には、民事裁判とは違う公害紛争の処理、行政ADRとしての特色を活かした運用というものもあるわけですから、そういった趣旨に鑑みて、今後も、運用改善の成果を取り入れるなど、時代の要請に合わせて主体的に規則改正を行っていきたいと考えています。

(久志本会長) 実際に手続にITを活用するとすると、いろいろと配慮すべきことが出てくると思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。例えば、調停だと非公開が原則ですよ。ウェブだとそのあたりをどう担保するのか。これは愛知県でITを進める点でも検討点として上がっているところですけども、そのあたりについてはどうお考えでしょうか。

(永野委員長) 規則改正をする前に1年近く試行的にウェブ及び電話会議で調停期日を実施するというのを続けてきました。試行した結果、どの場所で手続に参加しているのか周囲の状況などを確認することによって、非公開性の部分は十分担保されると感じています。本格実施に当たっては、本人確認の方法なども細かな配慮事項を整理し準備しています。実際に期日を運用してみて、ウェブ会議を通じた説得と調整活動も実際にフェイス・トゥ・フェイスでやっていると支障のない形で実施することができました。それを基に今回規則改正まで高めたということです。

より厳格な裁判所の手続でもそういう形で実施できているということですので、行政ADRにおいては、むしろウェブや電話会議というのは当事者の出頭の権利を拡張するという面

(対談)

があって、アクセスを容易にするという観点からも積極的に取り組んでいくべきじゃないかと思っています。全く支障は生じていません。

それと、もともとウェブ会議というのは遠方要件を前提としていましたが、現在ではテレワークなどの普及でウェブ会議というのはかなり日常化していますよね。実際にウェブ会議で支障がないということは一般の認識として定着していますし、そういう意味では遠方要件というよりも、むしろ当事者の都合、日程調整とか、そういったものも踏まえて、円滑な実施のためにウェブによる期日を活用していくという形で今回の改正を整えているところです。フェイス・トゥ・フェイスに代わる次善の策というよりも、むしろ円滑に期を進めるためにも積極的に活用していこう、こういう発想でやっております。もちろん、期日の内容によっては当事者の出頭を求めて直接確認し説得することが必要な場合もあり、うまく使い分けていくことが必要であると思っています。

(久志本会長) 例えば高齢者の方ですとか、ITリテラシーがないというか、環境整備が整っていないという場合には、何か配慮はあるのでしょうか。

(永野委員長) ウェブ会議が相当ではないということになりますので、そういう方に対しては通常どおりの期日で行うということになります。一方当事者だけ、現場に来るということも、あり得ます。

6. 利用者への制度の周知

(久志本会長) それでは、課題への方策の4項目、利用者への制度の周知については、公調委

(久志本会長) そうすると、片方だけ直接フェイス・トゥ・フェイスでやって、何か不信感みたいなのは出ませんか。

(永野委員長) それは出ていませんね。そこは運用として片方だけつないでおいて、今現場に来ている人は別室で待ってもらっていますからねということをお知らせした上でウェブ側とやり取りするなど、進行上の配慮により、対応可能と思います。

(久志本会長) 大変勉強になりました。公調委の取組を参考にして愛知県もIT化を検討してみたいと思います。

(永野委員長) ウェブに抵抗感のある方もいると思いますが、結構やれますよ。以前、電話で調停の説得をしたことがありましたが、成立までできました。ウェブ会議だとより円滑ですし、ウェブで実際やれないことはないと思います。最後の大きい調整はフェイス・トゥ・フェイスがいい場合もあるかもしれませんが、それ以外はウェブで十分ですね。事務局でやる期日間の準備やヒアリングなどは事務の合理化の観点からもウェブが活用されるべきだと思います。公害審査会によっては、公調委よりもさらに進んだODR（調停委員も当事者も全員がネットワークを使うバーチャル期日）を実施されているところもあると伺っており、まだまだ活用の余地があるのではないかと考えています。

はどのような取組をされているのでしょうか。

(永野委員長) 一般向けの周知としては公調委ウェブサイト、リーフレットの配布、機関誌「ちょうせい」などを通して行っていますが、困った時のウェブでの検索を含めて、市町村の公害苦情相談窓口や公調委の申請相談ダイヤルに一定数はたどり着いているのではないかと感じています。

また、法曹関係者向けの周知として、裁判所と日弁連に制度の周知文書を毎年送付しています。依頼をいただければ、裁判官出身の審査官を講師として派遣して、弁護士会や裁判所の勉強会で制度説明を行っています。また、ロースクールのインターンシップの受入れなども行っているところですが、法曹関係者間での認知を高めるのに難しさも感じています。

新たに判例雑誌への裁定書の掲載や選択型実務修習の実施なども始めたところですが、前者はある程度即効性を、後者は年に3、4名ですけれども、長い目で見て公調委になじみのある弁護士が各地の弁護士会に増えていくことを期待しています。ほかにも良い方法があればアドバイスいただきたいと思いますが、いずれにしてもこうした取組を地道に続けていくことで、少しずつ認知度が高まっていけば良いと思っています。

弁護士会への周知というのが非常に問題になってくるわけですが、公害審査会の会長には弁護士会の弁護士の方々がなれることが多いですね。何か県の弁護士会との関係で公害審査会についてもっと知ってもらうような効果的な周知の仕方というのはないのでしょうか。

(久志本会長) そうですね、私も恥ずかしながら公害審査会の委員となって、初めて公害紛争処理制度を知った次第であり、多くの弁護士は

制度を知らないと思います。妙案はありませんが、若手弁護士への研修を地道に続けていくしかないと思います。もっとも、やり方については工夫の余地があるかもしれません。シンポジウムみたいな形もいいかもしれません。弁護士会の組織の大きいところでは、環境委員会などしっかりしていると思います。そこと共同で、制度だけのアピールの機会だと、資料を見れば分かるという方も多いので。時間を取って、足を運んで参加してもらうには、騒音紛争など特定のテーマを取り上げるなどして、コラボの企画を考えられるといいかもしれません。ただ、どこの弁護士会でもできるというわけではなく、一定規模以上、例えば東京、大阪、愛知、福岡、神奈川をはじめその他のいわゆる中規模会といわれる規模の弁護士会であれば何かできるかもしれません。また、公調委と公害審査会との役割分担など制度全体について講演するとなると、公調委と公害審査会との共催という形をとる方が、弁護士会に対するアピールもできるのではないかと思います。制度の周知、それから特に公害審査会の利用促進というものを考えると、公調委だけではなく公害審査会の役割や特性についてもっと知ってもらうことが必要と考えます。

(永野委員長) 弁護士に対する働きかけという面では、工夫の余地がありそうですね。予定の時間が超過してしまいました。本日は長時間、ありがとうございました。最後にコメントいただけますか。

(久志本会長) 本日は、対談という貴重な機会を設けていただき、ありがとうございました。大変勉強になりました。全体構想に向けた今後の公調委の取組や活動に期待をさせていただ

(対談)

くとともに、私自身も公害審査会が担う役割をしっかりと意識して、公調委の先進的な取組を参考にさせていただき、愛知県公害審査会の活動に取り組んでいきたいと思えます。

(永野委員長) 繰り返しになりますが、全体構想は一朝一夕に実現できるものではなく、試行錯誤しながら継続的に取組を続けていく必要があると思えます。しかし、制度を運用する側が動かないと、利用者の側としては何もできま

せんので、制度を担う我々は、より良い運用を目指して改善・改革を続ける責務を国民に対して負っているものと思えます。公調委としては、公害審査会、市町村の公害苦情相談窓口と問題意識を共有しながら、連携して、少しでも前進できればと考えています。本日はありがとうございました。

以上

【公害審査会から公害等調整委員会への要望、提案】

- ・例えば愛知県でいえば東海・北陸ブロックなどブロック単位での公害審査会会長の協議会をコーディネートいただくなど、公害審査会同士の横の連携の場を増やしてほしい。
- ・公害審査会で調停が不調に終わり、その後、公調委に申し立てられた事件がその後どのようなになったか知りたい。
- ・公調委と公害審査会との役割分担など制度全体について講演するとなると、公調委と公害審査会との共催という形をとる方が、弁護士会に対するアピールもできるのではないかと。

『ADR』とは

英語で「Alternative Dispute Resolution」(「裁判に代替する紛争解決手段」)といい、頭文字をとって「ADR (エー・ディー・アール)」と呼ばれます。裁判によることもなく、法的なトラブルを解決する方法、手段など一般を総称する言葉です。例えば、仲裁、調停、あっせんなど、様々なものがあります。

裁判とは異なり、特定の紛争類型において、その分野の専門家等が第三者として入り、その事件にふさわしい処理を心がける制度です。公害等調整委員会は、公害紛争の迅速・適正な解決を図ることを主な任務としています。

【参考】

- 機関誌「ちょうせい」第1号～トピックス「ADRについて」～ (国立国会図書館アーカイブ)
<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1170178/www.soumu.go.jp/kouchoi/substance/chosei/pdf/topics/adr.pdf>
- 機関誌「ちょうせい」第14号～特集「裁判外紛争処理制度」～ (国立国会図書館アーカイブ)
<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1170178/www.soumu.go.jp/kouchoi/substance/chosei/pdf/feature/saibangai.pdf>
- 機関誌「ちょうせい」第25号～プラクティス公害紛争処理法「第23回 ADRとしての公害紛争処理制度」～ (国立国会図書館アーカイブ)
https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1170178/www.soumu.go.jp/kouchoi/substance/chosei/pdf/plactis/plactis_23.pdf
- かいけつサポート (法務省)
<https://www.adr.go.jp/>

公害等調整委員会における 審問等の I T 化の取組

公害等調整委員会事務局

< 概要 >

公害等調整委員会（以下「公調委」という。）では、政府全体におけるデジタル化に向けた方向性や、民事裁判手続の I T 化の動きを踏まえ、公調委の行う公害紛争処理法（昭和 45 年法律第 108 号）に基づく手続及び鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和 25 年法律第 292 号）に基づく手続において、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「ウェブ会議方式」という。）による当事者等の出頭等を可能とする公調委規則の改正を行いました。

この改正により、公害紛争処理手続においては、裁定手続の審問期日及び進行協議への当事者のウェブ会議方式による出頭が可能となったほか、調停手続への当事者のウェブ会議方式による出頭及び調停委員のウェブ会議方式による関与が可能となりました。また、鉱業等に係る土地利用の調整手続においては、不服裁定手続の審理期日及び進行協議への事件関係人のウェブ会議方式による出頭が可能となりました。

これらの改正規則は令和 6 年 3 月 29 日に公布され、同年 4 月 1 日に施行されました。



< 1. 改正に至った経緯 >

これまで、公調委が裁定手続・調停手続・不服裁定手続における審問・審理期日を行う際には、東京に所在する、公調委の審問廷・調停室・審理廷において実施することとされてきました。しかし、東京から離れた場所に居住・所在する当事者（申請人・被申請人）にとっては、期日のたびに東京へ移動しなければならないという実状がありました。そこで、コロナ禍を経て、ウェブ会議が日常に浸透してきたことも踏まえると、こうした技術の活用は、当事者の利便性向上に資するのではないかと、公調委において検討が進められてきました。

政府全体においても、デジタル庁を中心に、行政手続の I T 化が進められてきました。また、

裁判所においても、令和 4 年の民事訴訟法等の改正により、民事裁判手続の I T 化に大きく舵が切られました。従来、裁判所においては、電話会議システムやテレビ会議システムを用いた手続は存在したものの、電話会議システムは音声のみのやりとりであり、テレビ会議システムを使うためには当事者が裁判所まで足を運ばなければいけない仕組みとなっていたほか、口頭弁論（法廷）へのウェブ参加は認められていなかったところ、この改正により、国民の利便性向上の観点から、ウェブ参加が可能な期日の拡充や要件緩和などが規定されました。

これまでの公調委における検討と、昨今の潮流を捉え、今回の規則改正を実施するに至りま

した。(なお、令和5年度から、調停手続への当事者のウェブ参加については柔軟に許可する

運用を行っていましたが、今回の規則改正で正式に定められました。)

< 2. 改正の内容 >

(1) 公害紛争処理手続

公害紛争処理手続においては、公害紛争の処理手続等に関する規則の一部を改正する規則(令和6年公害等調整委員会規則第2号)により、改正を行いました。主な改正内容は、以下のとおりです。

- ① 裁定手続の審問期日及び進行協議への当事者のウェブ会議方式による出頭が可能となりました(第41条の2、第43条の4関係)。
改正前規則では、当事者等が遠隔地に居住しているときや、身体上の理由等により審問廷に出頭することが困難な場合に、電話会議の方式で進行協議を行うことが想定されていましたが、今回の改正においては、これらの事情に限らず、当事者の都合により期日調整が困難な場合等も含めて、個別事情に応じ、円滑に裁定事件の手続を進めるために、広くウェブ会議方式の利用を可能としたものです。なお、審問期日では必ず「映像及び音声」を必要とし、「音声」のみでの参加は認められません。進行協議では、原則として「映像及び音声」を必要とするものの、接続機器を所持していない場合などやむを得ない場合には「音声」のみでも足りるとしてあります。
- ② 調停手続への当事者のウェブ会議方式による出頭が可能となりました(第15条の2関係)。なお、調停においては互いの表情を見ながら話をするのが相当であることや、図面等を画面共有しながら対話する場面が多く想定されることなどから、原則として

「映像及び音声」を必要とするものの、接続機器を所持していない場合などやむを得ない場合には「音声」のみでも足りるとしてあります。

- ③ 調停手続への調停委員のウェブ会議方式による関与が可能となりました(第14条の2関係)。非常勤委員を有する公調委においては、他日程との調整、交通事情、身体上の理由等により調停室等への現実の往来が急遽困難となることも生じうるところ、そのような状況下においても機動的に調停期日を実施するため、ウェブ会議方式により関与することとしても調停期日の実施に差し支えがないと判断される場合には、調停手続に調停委員がウェブで関与できることとしたものです。

(2) 鉱業等に係る土地利用の調整手続

鉱業等に係る土地利用の調整手続においては、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則の一部を改正する規則(令和6年公害等調整委員会規則第1号)により、改正を行いました。主な改正内容は、以下のとおりです。

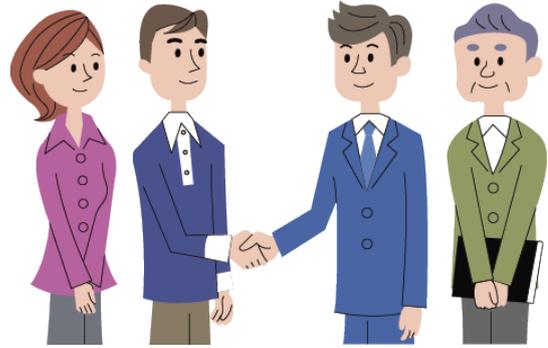
- ① 不服裁定手続(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第1条第2号)の審理期日への事件関係人のウェブ会議方式による出頭が可能となりました(第14条の7の2関係)。
- ② 不服裁定手続の進行協議への事件関係人のウェブ会議方式による出頭等が可能となりました(第14条の8関係)。

< 3. おわりに >

今回の改正は、公調委の裁定手続・調停手続・不服裁定手続について、デジタル化に向けた大きな前進となりました。今後も、当事者の利便性向上や、機動的な紛争解決に資するよう、不
断の改革を進めていきたいと考えています。

なお、上述の公調委の手続のウェブ会議方式による実施については、国民の皆様に向け、「公害等調整委員会の手続のウェブ会議方式による実施の手引」を公調委ホームページ上で公開し

ています。ウェブ会議方式における留意事項も含め記載していますので、審査会等においてウェブ会議方式による調停を実施される際の一助となれば幸いです。



公害等調整委員会ホームページ内

「調停、裁定等の申請手続の御案内」ページ

4. 書面等のオンライン提出・ウェブ会議方式の利用

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/application_guide.html#heading04



騒音振動担当職員研修会にみる大阪府の取組

公害苦情相談は、公害に関する苦情を紛争に発展する前の段階で解決することにより、苦情や相談の申立者はもとより、地域住民の健康と生活環境を保持するという極めて重要な役割を担っています。また、公害苦情相談は、公害紛争の簡易迅速な解決を目的とする公害紛争処理制度の広大な底辺を支える土台として極めて重要な役割を果たしています。

公害苦情相談を適切に処理するためには、以下の知識や対応方法等に関する情報が不可欠です。

- ・各種公害に関する基礎知識
- ・各種規制に関する正しい知識
- ・測定手法に関する正しい知識
- ・市民から寄せられる公害苦情相談の対応に関する知識とノウハウ
- ・事業者への改善指導に必要な法的・技術的な知識とノウハウ
- ・公害紛争処理制度に関する知識と公害苦情相談で処理がはかどらない場合の対応方法
- ・困ったときの相談先

大阪府では、騒音・振動に関する公害苦情相談を適切に処理するため、毎年、市町村の職員を対象とした騒音振動研修を実施しています。同研修は、業務経験の浅い職員を対象とした測定実習を含む初級研修、基礎的な知識や技術を理解している職員を対象とした中級研修、そして応用編として外部講師を招いた実務に役立つ専門的な知識を習得するための研修を開催するなど、年間の取組として計画的に実施している点に特徴があります。こうした取組が市町村の公害苦情相談の適切な処理や公害審査会の事件の申立ての誘導に結びついているものと思われます。

大阪府の取組は、公害苦情相談の適切な処理を取り巻く様々な課題や公害審査会と市町村との連携の参考事例になると思い、騒音振動研修を企画・実施されている大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課騒音振動グループの加藤副主査に取材させていただきました。本記事が皆様の今後の取組の参考になれば幸いです。

聞き手：公害等調整委員会事務局総務課課長補佐（広報担当）

はしもと
橋本
りゅうすけ
隆介

インタビュー実施：令和6年3月

◎大阪府の計画的な取組（令和5年度の例）

➤初級研修（講義、実習の計2回）：5月～7月

- ・騒音規制法、振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例の基礎知識の習得
- ・騒音計、振動レベル計等の測定器の操作方法の習得（測定実習）

➤中級研修：8月

- ・届出書添付の計算書の確認等に役立つ騒音・振動の予測計算の基礎及び事業者が実施する対策を審査する際に必要となる知識の習得

➤応用研修：1月

- ・工場、事業場への改善指導等の実務を円滑に行うために必要な、法的・技術的な知識、他の自治体の対応事例及び外部講師を招いての専門的な講義による実務に役立つ知識の習得

（公害等調整委員会事務局広報担当 橋本（以下、橋本））まず、事業所指導課の体制について教えていただけますか。

（大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課騒音振動グループ 加藤副主査（以下、加藤氏））事業所指導課は、4つのグループに計39名の職員が在籍しています。各グループでは、典型7公害に関する規制・指導や市町村への技術的支援等を行っています。私が所属する騒音振動グループでは、経験年数が1～3年目の職員と通算12年目の職員の計7名（技術職5名、行政職2名）の体制で騒音・振動に関する業務を行っています。



加藤副主査

（橋本）大阪府の騒音振動担当職員研修会では、事業所指導課の皆様が講師をされています。事業所指導課では、職員をどのように育成しているのでしょうか。

（加藤氏）私たち自身のスキルアップですが、異動して1年目の職員に対しては市町村向けに作成したマニュアルや研修資料を活用して研修を行っています。また、その後もOJTで研鑽に努めるようにしています。

（橋本）苦情相談の対応は、市町村で対応することが多いと思いますが、現場の状況を知る機会などはあるのでしょうか。



新幹線鉄道騒音振動を測定する加藤副主査

都道府県と市町村の連携事例

(加藤氏) おっしゃるとおり、大阪府でも苦情相談には、主に市町村が対応しています。大阪府では、騒音・振動規制法に加えて府条例（大阪府生活環境の保全等に関する条例）に基づいた規制を行っていますが、府条例の規制権限もその多くを市町村に移譲しています。しかし、市町村だけでは対応が難しい場合などは、技術的支援の一環として市町村に同行し、現場で測定方法について助言することもあります。また、騒音に関する調停事件を進める過程で、公害審査会の求めに応じて現地調査の計画立案、測定、分析を行っています。そのほか、府条例による飲食店等の深夜営業に係る規制の未移譲の区域については、直接、立入検査や行政指導を行っていますし、府民や事業者、市町村等から寄せられる年間500件程度の問合せにも対応しており、このような取組を通じて、大阪府においても騒音・振動苦情の現場を直接あるいは間接的に経験していると言ってよいと思います。

(橋本) 騒音振動担当職員研修会では、年4回に分けて、初級研修（2回）、中級研修、応用研修とプログラムを組んでいます。こういった戦略で研修を企画しているのでしょうか。

(加藤氏) 各研修会は、それぞれ異なる目的や内容として実施しています。初級研修は、主に経験の浅い職員を対象として、音や振動に関する

基礎知識、騒音・振動規制法や府条例に関する知識、苦情対応の流れ、測定器の使用方法等の初任者に役立つ内容としています。中級研修は、主に実務経験がある職員を対象に、騒音・振動の予測計算方法や騒音対策についてなど、届出書の審査や事業者への指導に活用できる内容としています。これらの研修は、年度当初から順次開催しています。

応用研修は、市町村の関心の高いテーマを中心に、外部講師を招いて御講演いただくほか、現地測定や行政指導等による問題解決の事例を市町村に御紹介いただいております。現場経験を踏まえた活発な意見交換を促すため、毎年11～1月頃に開催しています。

(橋本) 研修会の構成はどのように企画しているのですか。

(加藤氏) 研修会の構成は、過年度の研修会のアンケートを参考にして決定しています。中級研修は、市町村から届出書の審査に関する研修の希望があったことを踏まえて、令和5年度に新たに設けたもので、今後もニーズに応えるべく継続する予定です。

(橋本) 研修の参加者にはどのようなことを期待しているのでしょうか。



初級研修実習の様
(24時間無人測定方法説明)



中級研修の様
(遮音壁による音の減衰の実験)

(加藤氏) 市町村の中には、環境・公害の担当者が少人数で、知識や技術の継承に御苦労されているところが多いようです。解決力の総和をどう高めるかが重要となりますが、我々としては、研修や日頃の御相談などを通じて、公害苦情処理の第一線で騒音規制法等を担当されている市町村との連携を今後も続けていきたいと考えているところです。

(橋本) 各回の参加者数について教えていただけますか。また、参加者は経験の浅い方が多いのでしょうか。

(加藤氏) 令和5年度の各研修会の参加状況は次のとおりです。

○初級研修（座学）

- ・参加人数：54名（うち、8名は大阪府関係機関）
- ・経験年数：1年未満 76%、1～3年 18%、4年以上 4%

○初級研修（測定実習）：

- ・参加人数：38名（うち、1名は大阪府関係機関）
- ・経験年数：1年未満 78%、1～3年 19%、4年以上 3%

○中級研修

- ・参加人数：34名
- ・経験年数：1年未満 61%、1～3年 22%、4年以上 17%

○応用研修

- ・参加人数：36名（うち、3名は大阪府関係機関等）
- ・経験年数：1年未満 58%、1～3年 38%、4年以上 4%

(橋本) 研修で気を付けている点がありますか。

(加藤氏) そうですね。日頃の業務の役に立つ有意義な研修となることを目指して、毎年、研修資料を点検して必要な見直しを行っています。また、参加者の半数以上が事務職の方ですので、専門的な内容を可能な限りわかりやすい言葉で説明するよう努めています。それから、測定実習では、数回に分けて少人数で開催することで、参加者一人ひとりが測定器の操作を練習できるように工夫しています。

(橋本) 研修で初任者向けに気を付けている点がありますか。

(加藤氏) 研修では、初任者でも理解しやすいよう、スピーカで騒音や低周波音を再生して体感してもらったり、グループディスカッションや小テストを取り入れたりしています。

(橋本) 今回の取材に当たって研修資料を一式見させていただきましたが、研修資料が充実していて驚きました。過去の資料を参加者のニーズに合わせて更新しているように感じましたが、どのように資料は用意されているのでしょうか。

(加藤氏) 研修資料の作成や更新には、官公庁等が発行している技術資料のほか、大阪府の経験や市町村からの御意見等を参考としています。研修資料の作成に当たっては、専門的な内容をわかりやすくお伝えすることに注意を払っています。

(橋本) 各回の参加者の感想や評価はいかがでしょうか。

都道府県と市町村の連携事例

(加藤氏) 幸い参加者の皆様からは好評をいただいています。ただ、内容が少し難しいなどの御意見をいただくこともありますので、引き続き研修内容の改善に取り組んでいきたいと思っています。

また、工場や建設作業といった発生源の種類ごとの研修の御要望や、対策技術の詳細や他の市町村の対応事例を知りたいといった御希望もありますので、今後は、こうした御意見、御希望にできるだけお応えしていきたいと思っています。

(橋本) 年4回の研修は、毎年、同内容で実施しているのでしょうか。また、応用研修では、

これまでどのようなテーマを取り上げたのでしょうか。

(加藤氏) 初級研修は、騒音・振動の基礎的な内容を取り扱っているため、毎年、同じような内容で実施しています。中級研修は、令和5年度に初めて実施しましたが、おおむね好評であったため、今後も同様のテーマで続けていきたいと考えています。また、応用研修は、毎年、外部から講師を招いており、ここ数年では次のようなテーマで御講演いただいています。いずれの御講演も市町村から参考になったとの御意見を多くいただいています。

◎これまでの応用研修で取り扱ったテーマ

- ・ H28年度：騒音対策技術の基礎と対策事例について
- ・ H29年度：わかりやすい騒音振動対策
- ・ H30年度：子ども施設地域共生応援事業 ※幼稚園や保育園等の騒音問題に関する情報
- ・ R元年度：騒音・振動・低周波音に係る判例や調停事案について
- ・ R4年度：わかりやすい工場事業場の騒音振動対策－基本的事項と対策実施例－
- ・ R5年度：建設作業騒音・振動の対策、対応、対処

※R2～3年度は新型コロナの影響により外部講師による講演は実施せず



応用研修の様様
(建設作業騒音・振動の対策、対応、対処)

(橋本) 日頃、騒音、振動に関して、市町村の職員からこういった相談がきているのでしょうか。

(加藤氏) 市町村からの相談は、法令の解釈に関する問合せが主であり、特に届出の要否に関する問合せが多く寄せられています。大阪府では市町村向けに府条例の解釈や質疑応答集などのマニュアル類を作成しており、基本的には、そのマニュアルをもとに対応していますが、時には慎重な検討を要する問合せもあり、このような場合には、ある程度時間をいただいています。

そのほか、事業者を指導するに当たって、どのような騒音・振動対策が考えられるかという相談を受けることがあります。このような場合には、騒音・振動の伝わり方や対策例等をお伝えするよう努めています。

(橋本) 公害苦情相談の現場では、対応に限界があり処理がはかどらないことも多々あると思います。そういった場合、市町村の職員には、どのように助言していますか。他の手続きを苦情申立者に紹介するというのも重要だと思いますがいかがでしょうか。

(加藤氏) 規制対象ではない低周波音や生活騒音のほか、規制基準に適合している騒音のように、市町村による行政指導では対応が難しい場合には、状況に応じて、公害紛争処理制度を紹介しています。また、その他の相談先として、法律相談や民間調停等を紹介することもあります。

(橋本) 市町村の職員に対して、公害紛争処理制度、特に公害審査会の調停について説明する

機会というのはあるのでしょうか。

(加藤氏) 初級研修において、司法的解決とは別に公害紛争処理制度が設けられていることを説明しています。

公害審査会については、多種多様な公害事案の解決に必要な学識経験者の方々に構成されていること。裁判と比べて簡易で弾力的な手続きであること。また、現場で測定を実施する場合もあり被害の実態を積極的に把握できる体制がとられていることなど、その特徴を説明しています。ただ、調停は当事者間の話し合いによる合意形成で紛争解決を目指すものですので、合意が得られない場合は手続きが打ち切りになることについても説明しています。公害調停等の公害紛争処理制度については、公害審査会の事務局を担当している環境保全課環境審査グループにおいて、別途、市町村職員を対象とした公害紛争処理制度に関する研修を毎年実施し、詳しく説明しています。

(橋本) 公害紛争処理制度全体の解決力の総和を高めるためには、市町村の解決力を高めることも必要ですが、それ以上に市町村から都道府県にいつでも気軽に相談できるフェイス・トゥ・フェイスの関わりをつくることが重要ではないかと考えています。都道府県と市町村の関わりがあることで、市町村の現場の状況や課題も共有できますし、解決困難な事案の調停への申立ての誘導や、調停事件を進行する中で市町村による現地測定などが図られるものと思います。こうした関係をつくるための方策として、大阪府の騒音振動研修の取組はとても参考になると思いました。今後も研修講師の紹介依頼などございましたら、いつでも御相談ください。本日はお忙しい中、どうもありがとうございます。

した。

(加藤氏) 今回は貴重な機会をいただき、ありがとうございます。騒音公害は、長年の関係者の努力によって改善が進められてきましたが、問題となる音の種類や場面の多様化によって典型7公害の中で苦情相談が最も多い状況が続いているように思われます。今後も引き続き、市町村と積極的に連携し、様々な知識や経験を共有、継承しながら生活環境の保全に取り

組んでいきたいと思いを新たにいたしました。

最後になりますが、貴委員会には、大阪府の研修会に御協力いただきましたこと、また、この機関誌の「誌上セミナー」などを通じて技術的なサポートに日頃から御尽力いただいておりますことに御礼を申し上げます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

以上

(参考) 関連記事のご紹介

➤ 「騒音に関わる苦情とその解決方法」(編集 公害等調整委員会事務局)

・ URL : https://www.soumu.go.jp/main_content/000352509.pdf

・ 機関誌「ちょうせい」の第65号(平成23年5月)から第72号(平成25年2月)までの間に掲載したシリーズ「騒音に関する苦情とその解決方法」全8回を1冊にまとめたもの。

➤ 「振動に関わる苦情への対応」(編集 公害等調整委員会事務局)

・ URL : https://www.soumu.go.jp/main_content/000352508.pdf

・ 機関誌「ちょうせい」の第73号(平成25年5月)から第80号(平成27年2月)までの間に掲載したシリーズ「振動に関する苦情への対応」全8回を1冊にまとめたもの。

➤ 「低周波音に関わる苦情への対応」(編集 公害等調整委員会事務局)

・ URL : https://www.soumu.go.jp/main_content/000520253.pdf

・ 機関誌「ちょうせい」の第87号(平成28年11月)から第91号(平成29年11月)までの間に掲載したシリーズ「低周波音に関わる苦情への対応」全5回を1冊にまとめたもの。

(誌上セミナー「騒音・低周波音について」)

・ 機関誌「ちょうせい」第101号(令和2年5月)から第104号(令和3年2月)までの間に掲載

➤ 第1回 音に関する基礎知識

・ URL : https://www.soumu.go.jp/main_content/000686964.pdf

➤ 第2回 騒音に係る環境基準

・ URL : https://www.soumu.go.jp/main_content/000702289.pdf

➤第3回 騒音規制法の規制基準

・ URL : https://www.soumu.go.jp/main_content/000716146.pdf

➤第4回 低周波音苦情の対応のための参照値等

・ URL : https://www.soumu.go.jp/main_content/000732755.pdf

(誌上セミナー「振動について」)

・ 機関誌「ちょうせい」第109号(令和4年5月)から第112号(令和5年2月)までの間に掲載

➤第1回 振動に係る苦情の状況および法令等

・ 神奈川県環境科学センター 横島 潤紀

・ URL : https://www.soumu.go.jp/main_content/000816264.pdf

➤第2回 振動の測定方法

・ 株式会社ベネック振動音響研究所 林 健太郎

・ URL : https://www.soumu.go.jp/main_content/000832392.pdf

➤第3回 振動に対する感覚について

・ 日本大学理工学部建築学科 富田 隆太

・ URL : https://www.soumu.go.jp/main_content/000847556.pdf

➤第4回 振動に関わる苦情の対策・対応・対処

・ 内田技術事務所(元飛鳥建設技術研究所) 内田 季延

・ URL : https://www.soumu.go.jp/main_content/000863176.pdf

(都道府県と市町村の連携に関する参考記事)

➤機関誌「ちょうせい」第90号(平成29年8月)に掲載

第47回公害紛争処理連絡協議会(平成29年6月1日開催)から
パネルディスカッション「公害紛争処理制度の活性化」

・ パネリスト

上智大学法学部教授 北村 喜宣

佐賀県公害審査会会長 古賀 憲一

元大分市環境部長(公害苦情相談アドバイザー) 利光 泰和

大阪府公害審査会会長 福原 哲晃

公害等調整委員会事務局長(座長) 飯島 信也

・ URL : https://www.soumu.go.jp/main_content/000505867.pdf

➤機関誌「ちょうせい」第93号(平成30年5月)に掲載

特集記事「国と地方の連携」-座談会 公害苦情相談の現場から-

・ 出席者 公害苦情相談アドバイザー(板橋区生活環境保全係長) 上野 邦夫

都道府県と市町村の連携事例

同	(元大分市環境部長)	利光 泰和
同	(元福岡市環境局環境監理部長)	藤本 正典
公害等調整委員会事務局長 (司会)		川淵 幹児

・ URL : https://www.soumu.go.jp/main_content/000550286.pdf

第 54 回公害紛争処理関係ブロック会議 第 48 回公害苦情相談員等ブロック会議

公害等調整委員会事務局

【1. 概要】

公害等調整委員会では、公害紛争処理や公害苦情相談の動向等について情報交換を行うとともに、事務の円滑な促進等に資することを目的として、毎年度、全国を6つに分けたブロックごとに会議を開催しています。

令和5年度は、都道府県職員が参加する「第54回公害紛争処理関係ブロック会議」と市町村職員*が参加する「第48回公害苦情相談員等ブロック会議」を次のように開催し、多数の方にお集まりいただきました。

ブロック	開催地	日程
北海道・東北	北海道札幌市	11月17日
関東・甲信越・静岡	静岡県静岡市	11月30日・12月1日※
東海・北陸	福井県福井市	10月13日
近畿	奈良県奈良市	11月2日
中国・四国	香川県高松市	10月27日
九州・沖縄	宮崎県宮崎市	10月17日・18日※

※2日目は「第48回公害苦情相談員等ブロック会議」のみ

それぞれの会議は、開催地となった道県・市のご協力を得て運営されており、ブロックごとの創意工夫により、各自治体の公害紛争処理や

公害苦情相談の担当職員のニーズを踏まえ、スキルアップや自治体間の情報共有、連携が図られるようなプログラムとなっています。



北海道・東北ブロック（北海道札幌市於）



関東・甲信越・静岡ブロック（静岡県静岡市於）

* 原則として、人口5万人以上（関東・甲信越・静岡ブロックは人口10万人以上）の市職員が対象。各ブロックの判断により、人口5万人未満（関東・甲信越・静岡ブロックは人口10万人未満）の市町村職員を対象とすることもできる。

【2. 第54回公害紛争処理関係ブロック会議】

「第54回公害紛争処理関係ブロック会議」では、主に公害紛争処理に関する事例紹介と意見交換が行われました。発言の一部をご紹介します。

<制度>

- 公害紛争処理制度は裁判手続を経ずに紛争を解決できること、司法が解決できない案件に対応できる場合があることから有用な制度だと考える。
- 公害紛争処理制度は、裁判外の紛争解決手段の一つであることから、民事紛争などの知識を有する職員が事務局を担うことが、円滑に進めるために必要かと思う。
- 公害苦情相談の実績はあるが、平成30年以降に公害紛争処理制度の利用がなく、市町村との連携が低調になっている。
- 公害紛争処理制度・公害審査会の利用が少ないのは、県から市町村に内容を周知していないことも要因かと思う。
- 市町村の窓口で公害に該当しない相談を受けるなど、公害紛争処理制度の濫用になりかねない事例もあった。

<市町村>

- 公害苦情相談を受けなければならないことを理解していない市があり、やむを得ず県が対応することがあった。
- 公害審査会の制度について市から研修の要望があり、平成30年度より研修を行っている。

<オンライン>

- 申請受付のオンライン化を既に実施しているが、直接県庁に伺い相談した上で申請したいという方が多く、現在、オンラインの申請実績はない。
- WEB会議方式の期日を検討しており、公害等調整委員会ホームページに掲載されている事務処理要領や手引を参考に、県としてどうすべきか考えているところ。また、福島県が当該規則の整備を既に行っているとのことなので、参考にしようと思っている。

<その他>

- 期日当日の朝に、調停委員のうち1名から急遽欠席の連絡を受けたため、他の調停委員2名で「当事者ヒアリング」と位置づけて開催したことがあった。

- 明確にルール化されている規定はないが、申請人を希望する方に対して、行政が第何条に基づく勧告を被申請人に出してくれないかという指示を促す請求内容をご遠慮いただいている。
- 現状、騒音の測定は市町村の事務になっていることから、県として規制のかかる騒音を測れるスキルを持った者がいない。県は自動車騒音の常時監視のみ行っており、測定器はあるが市町村への貸出用となっている。
- 市が低周波音の測定を実施しても低周波音の影響は見られない、客観的なものがなく体感調査を行っても因果関係が立証されない、という状況下で調停申請を受け付けた事例があり対応に苦慮した。



東海・北陸ブロック（福井県福井市於）



近畿ブロック（奈良県奈良市於）

【3. 第48回公害苦情相談員等ブロック会議】

「第48回公害苦情相談員等ブロック会議」では、主に公害苦情相談に関するグループワークが行われました。発言の一部をご紹介します。

<事例>

- 今年度は、騒音や悪臭の苦情で職員が現地確認しても、音や臭気を確認できない事案が多く発生していて、対応に苦慮している。
- 工業専用地域の端に位置する工場からの騒音や振動について、道路一本挟んだ準工業地域に住む方からの苦情対応に困っている。
- 騒音の発生源側が、条例の対象施設であることを知らず、規制基準を全く考慮せずに室外機を設置してしまった。
- 悪臭の規制外地域から市街地に流れてくる堆肥の強い臭いについて、対応に困っている。規制外地域のため当事者にはお願いベースでしか要請できない。

- 小規模事業者に臭気測定の結果に基づく改善勧告をしてしまうと、潰してしまうような結果になりかねない点を懸念している。
- 特定住民からカスタマーハラスメントに該当する苦情申立てが2年近く続いており、担当職員に多大な負担感を与えている。

<対応>

- 深夜の騒音だと、職員が現場確認等できない。深夜の騒音は110番してもらって構わないと警察から言ってもらえたので、苦情者へも伝えている。
- 建設工事の騒音対策として、トラックに板をつけて、工事現場の前に置くことで騒音を和らげたというケースがあった。
- コインランドリーからの悪臭対策として、自動投入される洗剤・柔軟剤を無香タイプへ切り替えた。
- 苦情の発生源が隣市の事業所だったので、隣市と共同で立入や指導を行った。

<その他>

- 騒音への苦情者が匿名を貫きたいという要望で、どこに居住しているかも伝えてほしくないとのことだった。発生源側に対して防音対策を提案するに当たって、効果的な対策を提案するのが難しかった。
- 臭気測定の予算が少なく、ノウハウを持つ職員もほぼいないので、臭気測定を実施できていない。
- 公害等の発生や被害が認められない苦情について、人的リソースも限られる中でどこまで対応すべきか検討している。



中国・四国ブロック（香川県高松市於）



九州・沖縄ブロック（宮崎県宮崎市於）

【4. 終わりに】

今回の参加者アンケートでは、ブロック会議全般について、「満足」「やや満足」と回答した方が合計 85.4%となりました。また、業務に役立つ内容であったかについて、「役立った」「どちらかと言えば役立った」と回答した方が合計 97.0%となりました。

このような高評価をいただいたのは、開催地となった道県・市のご協力によるところが大きいです。改めて御礼申し上げます。

次回のブロック会議は、令和6年10月から11月にかけて開催予定です。今後とも実り多い会議となるよう努めてまいりますので、自治体の皆様におかれましては、ぜひご参加ください。

公害等調整委員会ホームページ内の以下のページでは、公害紛争処理や公害苦情相談の業務に携わる地方公共団体の皆様への情報提供を行っています。ブロック会議の予定や機関誌「ちょうせい」等についても随時更新していますので、ぜひご活用ください。

「地方公共団体の皆様へ」

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/for_local-government.html



がんばっています

公害苦情相談対応における コミュニケーションの重要性



青森県十和田市民生部まちづくり支援課主事

たけうち ともとし
竹内 智勇

十和田市は、青森県の南東部中央に位置し、行政区域面積は725.65km²、人口は令和6年3月31日現在で約5.8万人です。東方に位置する旧十和田市区域は、標高70m前後の三本木原台地が広がり、十和田湖を源とする奥入瀬川が三本木原台地の河岸段丘を形成し、多数の河川が合流しながら太平洋へ向かって流れているほか、奥入瀬川から上水した人工河川稲生川が太平洋に注いでいます。本市の西方は旧十和田湖町区域で、当該区域には、縦走する奥羽山脈の八甲田大岳、高田大岳などの八甲田山系や十和田山、十和利山などの多くの山地があります。また、区域の大半は十和田八幡平国立公園に含まれ、面積61.1km²、海拔400m、水深326.8mの二重カルデラ湖である十和田湖と奥入瀬溪流があります。平成20年にはアートによるまちづくりプロジェクトの拠点施設として十和田市現代美術館が開館し、国内外のアーティストによる作品の常設展示や企画展等を開催しております。



十和田市現代美術館

また、全国的なまちおこしイベントとして開催されましたB-1グランプリでゴールドグランプリを受賞した十和田市民のソウルフード「十和田バラ焼き」がご当地グルメとなっております。



十和田バラ焼き

さて、本市の公害苦情相談対策は、民生部まちづくり支援課の環境衛生係員6名が一丸となり、典型7公害に関する苦情相談を始め、年間400件ほどの相談に対応しております。

私は令和4年度に当課に配属され、現在3年目になりました。当課の業務は公害対策に始まり、廃棄物処理、狂犬病予防、名水保全、霊園管理、地球温暖化対策、有害鳥獣対策など多岐にわたります。市民の方から寄せられる苦情相談も様々で、時には電話で大きな声を出す人もおり、配属されたばかりの頃は電話を取るのが怖かったことをよく覚えています。特に連休後は連休中に起きた様々な出来事がいきなり押し寄せてくるので電話が鳴りやみません。

その中で私が意識して行ったことは、先輩方が相談を受けるときは同席させてもらい、対応の方法を勉強すること、過去にあった事例をひたすら読むことです。まずは自分の中で知識を

蓄え、市としてどういう対応ができるのか、市として対応できない場合はどういった提案ができるのかを学んでいきました。

寄せられる相談の中でも特に対応に苦慮するのが悪臭や騒音に関する相談です。悪臭や騒音は感覚的なものが多く、発生源と相談者の感覚の違いからトラブルになることが多い印象があります。

本市は農業の盛んな地域で、全国の2割のシェアを誇るニンニクや全国一の生産量を誇るゴボウなどが有名です。その分農地面積も広く、農繁期になると畑に撒く堆肥肥料の臭いやニンニクの乾燥による臭いに関する相談も多く寄せられます。昔から農業に携わっている人からすれば、気にならない程度の臭いでも、後から農業地域に住宅を建てた人にとっては耐えられないという訴えです。発生源である先住者にとっては昔からの作業であり、後から移り住んできたのに文句を言うなという思いも理解できますし、農業になじみのない方からすれば、堆肥やニンニクの臭いはきつく体調に支障が出る、洗濯物も外に干せないという思いも理解できます。そういった場合にやはり重要になるのはコミュニケーションだと思います。お互いが歩み寄る姿勢を見せず、不信感を持った状態だと話がこじれ、良い結果は生まれません。コミュニケーションが良好であれば、許容できる部分もできると思いますし、双方が歩み寄ることで改善に向けて建設的な話ができると思います。こういったコミュニケーションに関しては全ての相談に通ずるものだと思います。それは当事者間だけではなく、相談を受ける我々職員と市民の方にも当てはまることです。市民の方々は不安や不満をもって相談に来られます。まずは相談者の話をよく聞き、何に困っているのか、最終的にどうしてほしいのか、どこまでだったら許容できるのかなどをよく聞き取ります。円滑にコミュニケーションが進んだ場合、「話を聞いてもらえてスッキリした」とこの時点で満

足して帰られる方もいらっしゃいます。その後の発生源の方との話し合いは、相談者からこんなに困っているという話を聞いた後に行くため、どうしても相談者の肩を持つような話し方になってしまいがちですが、一方的にこちらの主張を押し付けるのではなく、まずは相手の話をしっかりと聞き、相手の立場に立って考えてみることを心掛けています。そうした中立公正な立場でコミュニケーションを取ることで、発生源の方に話を聞いてもらうことができ、解決につながるようなケースもありました。

もちろん相談の中には解決に至らなかった問題や、そもそも市では対応できない問題も多々あります。その問題に応じて適切に判断をしながら相談者や関係者との信頼関係を築き、お互いを尊重した対応を行うことで、一步前進すると思います。

公害苦情相談は多種多様であり、それぞれ対応が異なってきます。相談の件数も多く、勉強しなければならない知識も多いため、とても大変な部署だと思います。しかし、問題を解決した際の達成感や後につながる経験は大きいものです。今後もより多くの知識と経験を得て、市民の生活環境の向上に努め、より良いまちづくりを目指し頑張っていきたいと思います。



奥入瀬溪流

がんばっています

生活環境型公害問題の解消のための 対話によるアプローチ



千葉県船橋市環境部環境保全課大気・騒音係長

むかわ なおすけ
武川 直祐

船橋市は64万人以上の人口を擁する中核市で、政令指定都市、東京都特別区を除く基礎自治体としては最も人口が多い都市です。千葉県の北西部、都心30km内に位置し、住宅地が多く広がっています。市の南側は古くから千葉の「商都」として栄え、JR、東京メトロ線、京成線、東武線等の9路線35駅と鉄道の利便性に優れていることもあり、船橋駅や津田沼駅^{つだぬま}周辺、南船橋駅付近のベイエリアには大型商業施設が建ち並び、市内外の多くの人々が訪れています。



航空写真「船橋市南部」

また、ベイエリアには日本最大級の規模を誇る京葉食品コンビナート等が立地する一方で、東京湾最奥部に残る野鳥や海洋生物が豊かに棲息する浅瀬「三番瀬」が広がり、貴重な自然環境の恩恵を受け漁業も盛んです。香りのよい海苔、国内有数の漁獲高のスズキ、肉厚で濃厚な風味のホンビノスガイなどが獲れ、各地に出荷されています。

市中央部から北部にかけて樹林や畑の広がる丘陵地は県内有数の都市型農業地



域で、にんじん、小松菜、枝豆をはじめ多様な農業が営まれています。

多くの人々が住み、産業も盛んで活力のある反面、社会活動から生じる騒音、振動、悪臭等の相談や改善を求める声も多く、対応に奔走しています。公害対策を所管する環境保全課には、大気・騒音係と水質・地質係があり、私が所属する大気・騒音係は大気常時監視業務や、工場・事業場の立入検査、アスベスト排出等作業の監視業務等を行っているほか、幹線道路の交通騒音振動測定や、市内の陸上自衛隊習志野駐屯地^{ならしの}、隣接市にある海上自衛隊下総基地における訓練機による航空機騒音等の測定も行っています。

ここ数年は年間400件程度の公害相談が寄せられており、内容は典型7公害のうち騒音関連が最も多く、振動、悪臭、アスベスト関連の相談も増加傾向にあります。これまで公害行政において規制対象の中心となっていた工場や事業場は、環境対策技術の向上に加え、環境に配慮した操業の意識が定着したこともあり、基準を超過する事案はほとんど無くなりました。代わりに住宅地における小規模事業場や飲食店からの騒音、民家の解体工事等による騒音・振動・アスベスト等の相談や、個人間の近隣トラブル

等に起因する生活環境型の相談が増加しています。また、畑や牧場、資材置場等の周辺に住居建設が増えており、新たに居住した住民から臭いや作業音等に関する相談も増加しています。

こうした生活環境型公害問題は、法令の規制対象外の場合が多く、原因者において法令を遵守している状態であれば市が行政指導を行う余地はありません。しかし、原因者が自主的に改善対応を行わない限り解決には至らないため、市は仲裁の立場となりますが、原因者と共に考え、改善策を講じてもらうようお願いをしています。

仲裁に入る際は原因者と相談者の決裂を避けなければなりません。もはや相容れない状態となった場合は、市からの「お願い」を含めての行政介入は困難で、次のフェーズの民事の事案に移行することとなりますが、行政対応をし尽くした以降の第三者の相談窓口として、公害紛争処理等の存在は非常に重要であると考えています。

多く寄せられる相談事例を紹介しますと、解体・新築工事の騒音・振動は、例年一定の件数の相談が寄せられています。以前はブレーカーやバックホウ等、特定建設作業に関する相談が多かったですが、現在は新築時の手作業やクレーンの音、作業員の声等、規制対象外の相談も多く、法令に基づかない行政指導として、近隣に配慮した施工を行うよう呼び掛けているところです。

建物が密集した地域での飲食店営業について、居抜きで入居した物件で防音対策を行わずにカラオケをしたり、店外で騒ぐ客等に関する相談も寄せられます。ほかにも、隣家の害獣対策としての高周波音（モスキート音）を改善してほしい、共同住宅での子供の声や足音がうるさい等、管理会社や管理組合に相談すべきところを市に相談されるケースもあり、民事上の事案への中立な立場での接し方に苦慮しています。

本市は公害政令市ということもあり、工場、事業場の公害法規は法定受託事務や法定の自治事務ですが、日常生活に伴い発生するものについては、法律や条例に定めのない自治事務で、「行政サービスの対応が可能な範囲での市民に寄り添った対応」であり、公聴系の業務でもあります。よくある相談内容に関しては、市ホームページで詳細な注意事項を掲載したり、紙面の広報誌で注意喚起をすることも効果的と考えています。

例えば、近隣から音や臭いが発生しても、不快と思われなければ苦情に発展することはありません。原因者と相談者が日頃から意思疎通できる関係で、良好にコミュニケーションが取れれば、原因者には配慮する気持ちが、相談者には許容できる気持ちが生まれると考えられます。初動が遅いと、相談者は原因者に対してのみならず、市に対しても感情的になって陳情等に発展することもあり、相談者、あるいは市においても労力を要する対応が増えてしまいます。それだけではなく、相談者の望む結果とならずに決着することもあり、対立が深まることになりかねません。そのような負のスパイラルの事態を避けるためにも、速やかな初動対応を心掛けるとともに、相談者の望む改善内容に対し、原因者と対応策を検討し着地点を見出すといったプロセスを念頭においています。

結びになりますが、どちらの自治体も少ない人員体制の中で苦情相談の対応に苦慮されていることと存じます。船橋市でも、難しい事案を複数抱えることもあり、加えて土日祝日に光化学スモッグ監視業務への従事がある等、肉体的、精神的に疲弊することもあります。しかし、事態の改善に繋がれば冥利に尽き、職員の活力となります。相談者、原因者の声を聴き、現地確認に赴くことで改善に向けたヒントが得られることもあります。柔軟な思考のもとで未然防止策や対処策を的確に行えるよう、日々精進していきたいと思えます。

公害紛争処理制度を知っていただくために

公害等調整委員会事務局

公害等調整委員会では、公害でお困りの方が必要なときに必要な情報に接することができ、公害紛争処理制度を利用していただけるよう、様々な広報を実施しています。

今回は、国・地方共通相談チャットボットやこども霞が関見学デー等についてご紹介します。

1 「国・地方共通相談チャットボット」 通称「Govbot ガボット」の提供を開始

令和6年3月26日に「国・地方共通相談チャットボット（Govbot ガボット）」の提供が開始されました。

本チャットボットは、住民の方からの問合せニーズが多い、マイナンバー、子育て、医療保険、年金、税、不動産登記、戸籍に加え、令和6年分の所得税の定額減税、年収の壁対策などの新たなトピックについて、よくある質問と回答を用意しています。

また、令和6年能登半島地震の被災者支援に関する情報や、自治体のチャットボット、国等の相談窓口についてもご案内しています。

検索したい語句から検索する「自由検索」、項目から選んで検索する「選択肢からの検索」の二通りから検索することができます。

本チャットボットが広く活用されることで、住民の方々の利便性の向上、自治体の窓口負担の軽減につながることが期待されますので、ぜひご利用ください。



<https://www.govbot.go.jp/>



2 マチを好きになるアプリ「マチイロ」に 機関誌「ちょうせい」の掲載を開始

行政情報や行政機関が発行する広報誌等について容易に検索できるアプリ「マチイロ」に公害等調整委員会が発行している機関誌「ちょうせい」を掲載することになりました。

こちらのアプリは、①読者登録機能で気になる自治体等の広報紙を登録するとプッシュ通知機能で発行日にお知らせが届く、②興味のあるカテゴリーを登録しておくに関連する新着情報やイベント情報などもまとめてチェックができる、③お住まいの自治体以外の自治体の情報も検索可能、などの特徴があります。

無料で利用できますので、ぜひご利用ください。



<https://machihiro.town/>



3 総務省が発行する広報誌への情報掲載について

公害でお困りのときは、市町村等の公害苦情相談窓口にご相談することができます。公害等調整委員会では、市町村等が受付・処理した公害苦情について、毎年度調査を実施しています。

広報誌「総務省」令和6年3月号に、令和4年度公害苦情調査結果の概要を掲載しました。公害苦情受付件数の推移や主な発生源別の受付件数などを掲載しています。ぜひご覧ください。

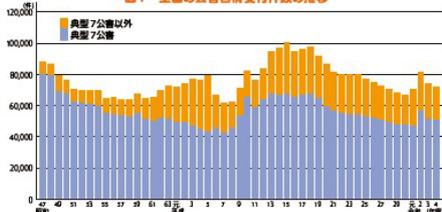
公害苦情の受付件数は前年度に続き減少 ～令和4年度公害苦情調査結果概要～

MIC NEWS

05

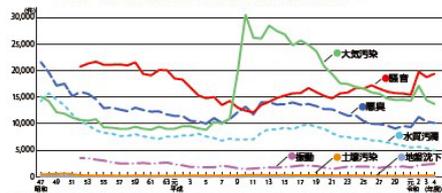
公害苦情の受付状況

図1 全国の公害苦情受付件数の推移



令和4年度の公害苦情受付件数は71,590件で、前年度に比べ2,140件の減少(対前年度比▲2.9%)となっています。

図2 典型7公害の種類別 公害苦情受付件数の推移



典型7公害の公害苦情受付件数は50,729件で、公害の種類別みると「騒音」が19,381件(38.2%)、「大気汚染」が13,684件(27.0%)、「騒音」が10,118件(19.9%)となっており、この上記3つの公害で全体の8割以上を占めています。

典型7公害とは…

環境基本法第2条第3項に定められた、(1)大気汚染、(2)水質汚濁、(3)土壌汚染、(4)騒音、(5)振動、(6)地盤沈下、(7)廃棄物を指します。

お近くの市町村などに設置されている公害苦情相談窓口では、騒音・振動などの公害でお困りの方のご相談を受け付け、簡単な手続きにより解決を図っています。公害等調整委員会事務局では、こうして市町村などが

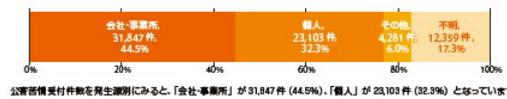
受付・処理した公害苦情について、毎年度調査を行っています。「令和4年度公害苦情調査結果」の概要は、左のとおりです。

2024 March Vol.279 MIC 18



公害苦情受付件数を主な発生原因別に見ると、最も多いのは「工事・建設作業」で12,452件(17.4%)、次いで「焼却(野焼き)」が11,875件(16.6%)となっています。

図4 発生源別 公害苦情受付件数



公害苦情受付件数を発生源別に見ると、「会社・事業所」が31,847件(44.5%)、「個人」が23,103件(32.3%)となっています。



公害で困ったときは、
まずはお近くの
市町村などの公害苦情相談窓口
にご相談してみましょう。

詳細は
こちらから

公害苦情調査

<https://www.soumu.go.jp/kouchou/knowledge/report/main.html>

公害苦情相談

<https://www.soumu.go.jp/kouchou/knowledge/how/Pollution-complaint.html>

19 MIC 2024 March Vol.279

広報誌「総務省」令和6年3月号は以下のURL・QRコードからご覧いただけます。

https://www.soumu.go.jp/menu_news/kouhoushi/koho/2403.html



「令和4年度公害苦情調査」の詳細は以下のURL・QRコードからご覧いただけます。

https://www.soumu.go.jp/kouchou/knowledge/report/kujyou-r4_index.html



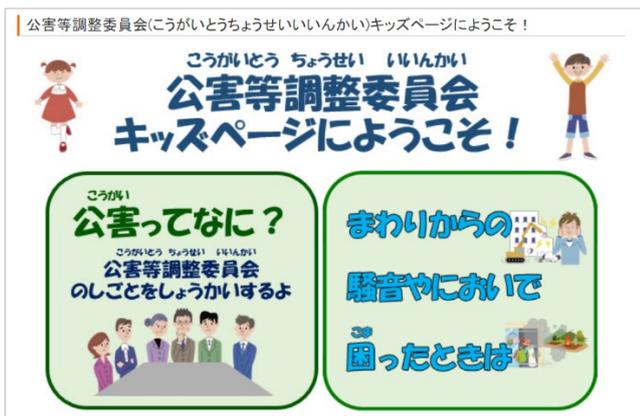
公害紛争処理制度を知っていただくために

4 こども霞が関見学デーの実施について

公害等調整委員会は、令和6年8月7日(水)、8日(木)に開催される「こども霞が関見学デー」のイベントに参加します。

「音」に関するプログラムを公開する予定です。開催場所やプログラム内容などの詳細については、決まり次第、公害等調整委員会の子供向け特設サイト「公害等調整委員会キッズページによるこそ！」や公式X(旧Twitter)アカウントにてお知らせします。

“音の体験”や“工作”など、小学生・中学生はもちろん、就学前のお子さまも楽しめる内容を企画中です！多くの皆様のご来場をお待ちしております。



<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/kids.html>



[X @MIC_kouchoi](#)



「こども霞が関見学デー」は、各府省庁等が連携し、所管の業務説明や関連業務の展示等を行うことにより、夏休み期間中に子供たちに広く社会を知ってもらうこと、政府の施策に対する理解を深めてもらうこと、体験活動への参加を通じて親子の触れ合いを深めてもらうことを目的とした取組です。

公害等調整委員会の動き

(令和6年1月～3月)

公害等調整委員会事務局

1 審問期日の開催状況

月 日	期 日	開催地
1月19日	令和5年(セ)第4号 流山市における道路拡張工事に伴う騒音・振動・粉じんによる健康被害責任裁定申請事件 第1回審問期日	千葉県
1月30日	令和4年(セ)第3号・令和5年(セ)第1号 自動車排出ガスによる大気汚染被害責任裁定申請事件 第6回審問期日	東京都
2月14日	令和3年(セ)第2号 東海市における工場からの粉じん・悪臭等による財産被害・健康被害責任裁定申請事件 第1回審問期日	愛知県
2月26日	令和4年(セ)第7号・同(ゲ)第8号 江東区における工場からの化学物質排出に伴う大気汚染による財産被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件 第1回審問期日	東京都
3月4日	令和4年(ゲ)第5号 港区における高層マンション上階からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件 第1回審問期日	東京都
3月8日	令和3年(セ)第7号・令和3年(ゲ)第12号 品川区におけるアパート設備からの騒音・悪臭による健康被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件 第2回審問期日	東京都

2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要

受付事件の概要

○ 名古屋市における小売店舗からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和5年(ゲ)第13号)

令和5年12月27日受付

本件は、申請人に生じた低周波音の圧迫感等による不眠症、ストレス性胃炎、体重減少等の健康被害は、被申請人が経営する店舗の屋上にある室外機から低周波音を発生させたことによるものである、との裁定を求めるものです。

○ 北茨城市における鉄加工工場からの粉じんによる財産被害責任裁定申請事件

(公調委令和6年(セ)第1号)

令和6年1月4日受付

本件は、被申請人が操業する工場が鉄粉を含む粉じんを発生させたことにより、申請人の所有する自動車、駐車場、雨どい等に粉じんによる汚れが生じ、洗車や清掃等が必要になったとして、被申請人に対し、損害賠償金70万3155円の支払を求めるものです。

○ 伊丹市における卸売会社からの騒音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和6年(ゲ)第1号)

令和6年1月9日受付

本件は、申請人に生じた精神的苦痛、睡眠不足等の健康被害は、被申請人の酒類販売会社が騒音を発生・拡散させたことによるものである、との裁定を求めるものです。

○ 港区におけるマンション上階からの騒音による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和6年(セ)第2号)

令和6年1月31日受付

本件は、申請人宅の直上に所在する被申請人の住居から発生する騒音により、申請人が多大な精神的・肉体的苦痛を受けているとして、被申請人に対し、慰謝料等として損害賠償金440万円等の支払を求めるものです。

○ 鎌倉市における室外機からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和6年(セ)第2号)

令和6年2月13日受付

本件は、申請人に生じた不快感、圧迫感、睡眠障害等の身体的被害は、被申請人宅に設置しているエアコン室外機から低周波音を発生させたことによるものである、との裁定を求めるものです。

○ 足立区における配管工事に伴う騒音・振動による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和6年(セ)第3号)

令和6年3月14日受付

本件は、被申請人の行う配管工事に伴う騒音や振動により、申請人は、眠れず、歯肉の腫れや痛み、口内炎、胃痛が生じ、さらに、咳ぜん息、左足の薬指のしびれ、歯周病及び睡眠障害の通院治療を行ったとして、被申請人に対し、治療費、慰謝料等として損害賠償金64万4458円の支払を求めるものです。

○ 江東区における超高層マンション上階からの騒音による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和6年(セ)第2号)

令和6年3月26日受付

本件は、超高層マンション内の申請人宅の真上に存在する被申請人宅から発生する騒音により、睡眠時間を削られ極度の睡眠不足となり、申請人Aは適応障害、申請人Bは抑うつ状態と診断され、精神的苦痛を受けたほか、騒音に耐えきれず引越しが必要となったとして、被申請人に対し、慰謝料等として損害賠償金314万円の支払を求めるものです。

終結事件の概要

○ 尾道市における化学物質による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和5年(ゲ)第9号事件)

① 事件の概要

令和5年11月14日、岡山県笠岡市の住民1人から、広島県尾道市に所在する特定非営利活動法人(NPO法人)及び給食事業会社を相手方(被申請人ら)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人に生じた目、鼻、口、のど、呼吸器への炎症を伴う健康被害は、被申請人らが安全措置や予防措置を怠り、劇物の有害性についての説明、必要な設備や保護具を用意せずに、悪質な環境下で劇物を扱う作業を行わせたことによるものであり、との原因裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めた結果、原因裁定をすることが相当でないと認

められることから、令和6年1月12日、公害紛争処理法第42条の27第2項で準用する第42条の12第2項の規定により、申請を受理しない決定をし、本事件は終結しました。

○ 市川市における銭湯からの大気汚染・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

(公調委令和3年(セ)第6号・(ゲ)第11号・令和5年(調)第12号事件)

① 事件の概要

令和3年9月6日、千葉県市川市の住民1人から、申請人の元居住地宅近傍で銭湯を経営する者(被申請人A)及びマンションを建築する会社(被申請人株式会社B)を相手方として責任裁定及び原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。責任裁定申請事件は、銭湯を経営する被申請人Aが、湯を沸かす薪窯で建築廃材等を使用して不完全燃焼を繰り返し、黒煙等の煤煙と悪臭やPM2.5を含む化学物質やガス等を発生、拡散させ、被申請人株式会社Bが施工するマンションの建設に伴って風速、風向、風圧が変化し、被申請人Aが発生させている煤煙・悪臭・ガス等が申請人の元居住地宅へ誘導された結果、申請人は、家具、壁紙、寝具、衣類等に臭いが吸着する被害、咳、肺がん等のリスクの増加、頭痛、めまい等の健康被害が生じたとして、被申請人らに対し、損害賠償金合計664万1380円の支払を求めたものです。

原因裁定申請事件は、申請人に生じた咳、肺がん等のリスクの増加、頭痛、めまい等の健康被害等は、被申請人Aが経営する銭湯で建築廃材等を使用し不完全燃焼によるPM2.5を含む化学物質等の煙を排出し、被申請人株式会社Bが施工するマンションの建設に伴って風速、風向、風圧が変化

公害等調整委員会の動き

したため、申請人の元居住地宅へ煙が誘導され、被害を拡大したことによるものである、との裁定を求めたものです。裁定委員会は、令和3年9月29日、これらを併合して手続を進めることを決定しました。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が経営する銭湯から不完全燃焼により化学物質等の煙を排出したこと等と申請人に生じた咳、頭痛等の健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和5年12月15日、公害紛争処理法第42条の24第1項及び第42条の33の規定により職権で調停に付し（公調委令和5年（調）第12号事件）、裁定委員会が自ら処理することとしました。裁定委員会は、同法第34条第1項の規定に基づき、30日以上を期間を定めて当事者双方に調停案を提示して受諾を勧告したところ、指定した期日までに当事者双方から受諾しない旨の申出がなかったことから、令和6年2月1日、同条第3項の規定に基づき、当事者間に同調停案で合意が成立したものと、また、同法第42条の24第2項の規定により、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終了しました。

○ 東海市における工場からの粉じん・悪臭等による財産被害・健康被害責任裁定申請事件

（公調委令和3年（セ）第2号事件・令和6年（調）第2号事件）

① 事件の概要

令和3年2月22日、愛知県東海市の住民3人から、隣接する自動車部品塗装会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人ら宅に隣接する自動車部品塗装会社（被申請人）の工場からの粉じん及び悪臭等により、申請人Aは、自宅及び土地の頻繁な清掃を余儀なくされ、換気等もできず、適応障害及び心因反応を発症し、申請人Aと同居している申請人Bは、過敏性肺炎と診断されて入退院を繰り返しており、申請人Cは、住居等について多額の清掃等費用が発生しているほか、太陽光発電システムの発電量不足による損害等も発生しているとして、被申請人に対し、慰謝料等として損害賠償金合計2515万8922円の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、愛知県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人の工場からの粉じん及び悪臭等と申請人ら宅の財産被害及び申請人らに生じた健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか、1回の進行協議期日及び1回の現地審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和6年2月14日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し（公調委令和6年（調）第2号事件）、裁定委員会が自ら処理することとしました。同日第1回現地調停期日を開催し、同年2月27日、第2

回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき、当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

○ 品川区におけるアパート解体工事等からの振動・騒音による健康被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

(公調委令和5年(セ)第3号事件・令和5年(ゲ)第3号事件)

① 事件の概要

令和5年6月26日、東京都品川区の住民1人から、建設会社を相手方(被申請人)として責任裁定及び原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。責任裁定は、被申請人がアパートの建設現場から振動と騒音を発生させたことにより、申請人に頭痛、吐き気、めまい、動悸、抑うつ、不安、集中力の低下、睡眠障害等の健康被害が生じたとして、被申請人に対し、治療費、慰謝料等として損害賠償金202万8450円の支払を求めたものです。

原因裁定は、申請人に生じた頭痛、吐き気、めまい、動悸、抑うつ、不安、集中力の低下、睡眠障害等の健康被害は、被申請人がアパートの建設現場から振動と騒音を発生させたことによるものである、との裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めましたが、令和6年2月27日、本件申請は、不適法な裁定の申請であり、責任裁定申請については公害紛争処理法第42条の13第1項の、原因裁定申請については同法第42条の33において準用する第42条の13第

1項の規定に基づき、これらをいずれも却下するとの決定を行い、本事件は終結しました。

○ 宮城県亶理町における町道からの騒音による財産被害・健康被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件

(公調委令和5年(リ)第2号事件)

① 事件の概要

宮城県亶理町における町道からの騒音による財産被害・健康被害職権調停事件は、宮城県亶理町の住民1人が、亶理町を相手方(被申請人)として、被申請人が申請人宅近くに町道を開通させたことによる車両騒音により、申請人が偏頭痛を発症し通院を余儀なくされており、また、車両騒音対策として、二重サッシ工事を行ったが、完全に防音できず、一部の部屋が使用できずに寝室の変更や窓を開けられない状態が続いているとして、慰謝料、二重サッシの設置代等の損害賠償を求めた責任裁定申請事件(令和3年(セ)第5号)について、職権で調停に付し(令和5年(調)第3号事件)、令和5年3月27日、調停が成立した事件です。

令和5年12月11日、前記調停事件の申請人から、調停条項に係る義務履行の勧告を求める申出がありました。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申出受付後、直ちに主任委員を任命し、申出人及び被申出人から事情を確認するなど、手続を進めた結果、令和6年3月5日、調停条項に定められた義務を怠っているということではできず、そのほかに、義務履行の勧告をすることが相当というべき事情も認められないとして、義務履行の勧告は行わないことに決定し、事件は終結しました。

公害等調整委員会の動き

○ 千葉市における飲食店からの悪臭による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和6年(ゲ)第3号事件)

① 事件の概要

令和6年2月19日、千葉県千葉市の住民1人から、隣接する飲食店経営会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人に生じた頭痛、嘔吐、吐き気等の健康被害は、被申請人宅地内コンクリート汚水桝からの汚水の漏水(オーバーフロー)及び被申請人宅内排水設備から申請人宅内排水設備の配水管への残飯、油、汚物の逆流及び滞留により、悪臭を発生、拡散させたことによるものである、との裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めた結果、原因裁定をすることが相当でないと認められることから、令和6年3月19日、公害紛争処理法第42条の27第2項で準用する第42条の12第2項の規定により、申請を受理しない決定をし、本事件は終結しました。

○ 国外研究施設からのウイルス拡散による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和6年(ゲ)第4号事件)

① 事件の概要

令和6年2月27日、宮城県利府町の住民1人から、中華人民共和国を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人に生じた新型コロナウイルス感染拡大に基づく健康被害は、2016年頃から2019年11月頃にかけて、被申請人が、旧中国科学院武漢ウイルス研究所(通称)及び当該近郊地で新型コロナウイルス感染拡

大を目的とした組織的かつ計画的な予備行為を為したことによるものであり、また、同時期に、被申請人が細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約第1条ないし第5条違反、生物の多様性に関する条約第3条違反並びに第19条第4項違反、生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカタルヘナ議定書第25条違反に基づく本件国際法違反を黙認して新型コロナウイルスを拡散させた中華人民共和国における形骸化された法治主義によるものである、との裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めた結果、原因裁定をすることが相当でないと認められることから、令和6年3月19日、公害紛争処理法第42条の27第2項で準用する第42条の12第2項の規定により、申請を受理しない決定をし、本事件は終結しました。

○ 燕市における工場からの振動・騒音・悪臭による財産被害等責任裁定申請事件

(公調委令和3年(セ)第1号事件)

① 事件の概要

令和3年1月19日、新潟県燕市の住民1人から、隣接する金属加工会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人宅に隣接する金属加工会社(被申請人)の金属プレス工場からの振動により、申請人宅が損壊し、騒音により、申請人とその家族が精神的苦痛を受け、また、有機溶剤を使用する工場からの悪臭により、申請人とその家族に頭痛、吐き気、目の充血等の健康被害が発生しているとして、被申請人に対し、

慰謝料等として損害賠償金 3808 万円の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人工場からの振動・騒音・悪臭と申請人宅の損壊及び申請人とその家族に生じた頭痛等の健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 2 人を選任するとともに、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか、1 回の審問期日（現地期日を含む）を開催するなど、手続を進めた結果、令和 6 年 3 月 21 日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

○ 日野市における飲食店からの大気汚染・悪臭による財産被害等原因裁定申請事件

（公調委令和 5 年（ゲ）第 1 号事件）

① 事件の概要

令和 5 年 1 月 25 日、東京都八王子市の住民 2 人から、日野市に所在する申請人ら宅の隣で飲食店を営む個人や同店が入居するビルの共同所有者ら 4 人を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。①申請人らが申請人ら宅から避難せざるを得なくなった被害、②申請人 A に生じた息苦しさ、頭痛、吐き気、胸痛、不眠等の健康被害、③申請人らの住環境の悪化等の被害、④申請人らの設置物等の汚染損傷と草木等の自然環境の破潰の被害は、被申請人らが必要な対策をせず換気扇等を使用し、発生した排気・悪臭を申請人ら宅に向けて放出したことによるものである、との裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、現地調査等を実施するなど、手続を進めたが、令和 6 年 3 月 26 日、本件申請は、公害紛争処理法第 42 条の 27 第 1 項の「公害に係る被害」についての紛争には該当せず、申請の要件を欠く不適法なものとして、同法第 42 条の 33 において準用する第 42 条の 13 第 1 項の規定に基づき、これらをいずれも却下するとの決定を行い、本事件は終結しました。

都道府県公害審査会の動き

(令和6年1月～3月)

公害等調整委員会事務局

1. 受付事件の状況

事件の表示	事 件 名	受付年月日
大阪府 令和6年(調)第1号事件	工事車両からの騒音・振動のおそれ公害防止請求事件	R6.1.29
愛知県 令和6年(調)第1号事件	洋菓子店室外機からの騒音被害防止及び損害賠償請求事件	R6.1.30
東京都 令和5年(調)第8号事件	洋菓子店からの騒音防止請求事件	R6.1.31
三重県 令和6年(調)第1号事件	ガソリンスタンドの建設工事による騒音被害損害賠償等請求事件	R6.2.5
愛知県 令和6年(調)第2号事件	高等学校からの騒音被害防止及び損害賠償請求事件	R6.2.8
福島県 令和5年(調)第1号事件	太陽光発電施設からの騒音被害防止請求事件	R6.2.16
東京都 令和6年(あ)第1号事件	解体工事現場からの騒音・振動・悪臭に係る損害賠償請求事件	R6.2.26
大阪府 令和6年(調)第2号事件	発電機騒音・悪臭被害防止及び損害賠償請求事件	R6.3.11
神奈川県 令和6年(調)第1号事件	隣家からの騒音被害防止等請求事件	R6.3.19
神奈川県 令和6年(調)第2号事件	隣接する老人ホームからの騒音・悪臭のおそれ被害防止請求事件	R6.3.21
福岡県 令和6年(調)第1号事件	金属加工工場からの騒音等被害防止請求事件	R6.3.26

2. 終結事件の概要

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
兵庫県 令和2年(調)第 1号事件 [養鶏場からの悪 臭等被害防止請 求事件]	兵庫県 住民4人	兵庫県 住民1人	令和2年5月8日受付 (1)被申請人の農地上の鶏舎を撤去すること。 (2)農地上の鶏糞を撤去し同地上に新たな鶏糞を搬入しないこと。 (3)農地上の鶏糞を撤去するまでの間、鶏舎及び鶏糞から生ずる臭気が環境基準値を超えない状態を確保するための設備を設置すること。 (4)撤去するまでの間に生ずる臭気、騒音等の環境上の問題につき、申請人らが設置し定期的に対策を協議する地区協議会に参加し、誠意をもって協議に応じること。	令和6年1月17日 調停申請取下げ 調停委員会は、3回の調停期日等を開催するほか、現地調査を実施するなどにより手続を進めた。期日を進めていく中で、被申請人及び申請人から、公害等調整委員会に対し、原因裁定の申請を行うとの意向が示され、調停委員会は、原因裁定の結論が出るまで保留することに決定した。 公害等調整委員会において手続を進めた結果、令和5年9月14日に被申請人の申請については、申請の一部を認容、一部を却下、申請人らの申請については、申請の一部を棄却、一部を却下するとの裁定を行い、本事件は終結したことにより、申請人が調停申請を取下げたため、

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
				本件は終結した。
広島県 令和5年(調)第 1号事件 [駐車場トラック からの騒音被害 防止請求事件]	広島県 住民1人	国道事務 所	令和5年3月10日受付 サービスエリア出口側のトラ ック駐車スペース4～5台分 の削減すること。あるいはそ のスペースを乗用車専用駐車 スペースへ変更すること。 トラックがそこへ駐車できな いようポールコーンの設置す ること。夜間(23時～5時) の駐車場一時閉鎖すること。	令和6年2月15日 調停申請取下げ 調停委員会は、1回 の調停期日の開催等 手続を進めたが、申 請人側から調停申請 を取下げたため、本 件は終結した。
奈良県 令和5年(調)第 2号事件 [エアコン室外機 からの騒音等被 害防止請求事件]	奈良県 住民1人	奈良県 住民1人	令和5年3月9日受付 (1) 被申請人は、被申請人宅 に設置した太陽光発電の機械 及びエアコン室外機から発生 する騒音並びにヒートポンプ 給湯器から発生する低周波音 対策のために、被申請人宅に て防音対策を講じるか、ある いは申請人宅に防音壁を設置 すること。 (2) 被申請人は、被申請人が 飼育する犬が吠えないように 対策を講じること。	令和6年2月19日 調停打切り 調停委員会は、4回 の調停期日の開催等 手続を進めたが、合 意が成立する見込み がないと判断し調停 を打切り、本件は終 結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
神奈川県 令和5年(調)第4号事件 [近隣店舗からの悪臭被害防止及び損害賠償請求事件]	神奈川県 住民1人	クリーニング店	令和5年10月19日受付 排気ガスによる悪臭が自宅に入ってくるように対応を求める。 併せて損害賠償を求める。	令和6年2月26日 調停打ち切り 調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し調停を打ち切り、本件は終結した。
山梨県 令和4年(調)第1号事件 [焼き栗販売店からの騒音被害防止等請求事件]	山梨県 住民1人	食品販売会社	令和4年1月24日受付 被申請人は、当該店舗に設置している焼き栗機から発生する騒音(蒸気音・金属音)及び調理臭の軽減(調理方法の変更や防音壁等の設置)を行うこと。	令和6年2月27日 調停成立 調停委員会は8回の期日を開催することにより手続を進め、調停委員会から調停条項を提案したところ、当事者間の合意により調停が成立した。
熊本県 令和5年(調)第1号事件 [幼稚園からの騒音被害防止請求事件]	学校法人	熊本県 住民2人	令和5年3月16日受付 申請人が経営する幼稚園に接する被申請人宅の窓を二重窓にすること。	令和6年3月6日 調停成立 調停委員会は4回の期日を開催することにより手続を進め、調停委員会から調停条項を提案したところ、当事者間の合意

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
				により調停が成立した。

(注) 上記の表は、原則として令和6年1月1日から令和6年3月31日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。

ちょうせい

第117号 令和6年5月

編集 総務省公害等調整委員会事務局

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館

内容等のお問合せ先 総務課広報担当

Tel : 03-3581-9601 (内線 2315) 03-3581-9959 (直通)

E-mail : kouchoi@soumu.go.jp

※本誌に掲載した論文等のうち、意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

近隣騒音や建築工事による騒音・振動に
伴う被害なども
公害紛争処理の対象になります
紛争を解決するには、まずは相談を



公害紛争処理制度に関する相談窓口

総務省公害等調整委員会事務局

公調委 公害相談ダイヤル TEL 03-3581-9959

月～金曜日 10:00～12:00、13:00～17:00（祝休日及び12月29日～1月3日は除く。）

e-mail. kouchoi@soumu.go.jp

詳しくはこちらへ

公害等調整委員会

検索



URL. <https://www.soumu.go.jp/kouchoi/>

 @MIC_kouchoi

